

参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和三十三年三月二十八日(土曜日)

午前十時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 榮君
西川基五郎君
洪谷 邦彦君
天田 勝正君

委員 大竹平八郎君
川野 三郎君
佐野 廣君
田中 茂穂君
林屋龜次郎君
堀 末治君
柴谷 要君
野々山一三君
鈴木 市藏君
田中 角榮君

國務大臣 大蔵大臣 田中 角榮君
政府委員 北海道開発 井川 伊平君
政務次官 齋藤 邦吉君
大蔵政務次官 中尾 博之君
大蔵省主計 計局次長 相沢 英之君
大蔵省主計 局法規課長 泉 美之松君
大蔵省主税局長 佐々木庸一君
大蔵省関税局長 高橋 俊英君
大蔵省銀行局長 木村 秀弘君
国税庁長官 八木 徹雄君
文部政務次官

文部大臣官房長 瀧生 芳郎君
文部大臣官 安島 弥君
文部省管理局長 杉江 清君
農林省農地局長 丹羽雅次郎君
食糧庁長官 斎藤 誠君
運輸省自 動車局長 木村 陸男君
運輸省道路局長 尾之内紀夫君
事務局側 常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員 北海道開 発庁主幹 木村 喬頼君
文部省大学 術局審議官 村山 松雄君
農林省畜産 局参事官 吉岡 茂君

参考人 日本開 発銀行総裁 平田敬一郎君
日本開 発銀行理事 大島 寛一君
日本開 発銀行理事 市田 禎蔵君
北海道東北 開発公庫総裁 北島 武雄君

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○自動車検査登録特別会計法(内閣提出、予備審査)

○国立学校特別会計法(内閣提出、予備審査)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○北海道東北開發公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

比率、大体三七%と推定されております。これを換算いたしまして、公庫資金に伴って全体としての程度の建設資金が北海道、東北において注がれたかという点を計算いたしますと、約三千三百億円近くに相なるのでございます。そうして公庫が出融資いたした千二百三十三億円の内訳を業種別に申し上げますと、北海道におきましては、第一に紙パルプ工業でございます。これに百四十八億円近くの金額を投じております。御承知のとおり、北海道におきましては、紙パルプ工業が重要な産業に現在発達しておりますが、あるいは本州製紙とか、国策パルプとか、あるいはまた大昭和製紙、こういった工場の建設、あるいは造設資金に、相当多くの金額が当公庫から融資がいたされております。第二に、北海道地区といしましては、海上運送業に六十九億円近くの融資がいたされております。これはもちろん内航海運でございます。北海道と本州とをつなぐ物資の輸送につきまして、従来、当公庫が船舶の建造に融資いたした金額でございますが、これによりまして、現在、大体約六十隻の船舶が建造いたされているように私は感じまして記憶しております。重量トンにいたしまして約二十万トン、船が建造されたわけでありまして、第三番目に、北海道におきましては、てん菜糖工業、これに六十六億円近くの金額が投入されております。日本てん菜糖工業、あるいは台糖、あるいは芝浦精糖、あるいは近くは大本製糖、こういったてん菜糖工場に当公庫の融資がいたされております。第四番目の金額といたしましては、糖業、土石製品製造業と分類されて

おりますが、これに約五十億円近く、これは日本セメント、富士セメント、こういったものが主力をなしておりますが、そのほか、北海道の特殊事情にかんがみまして、砕石業等相当多くのものに出されております。次には、化学工業で三十億、鉄鋼業の二十九億円近く等でございます。以下、こまかい金額は省略いたします。

東北地方につきましては、第一番の工業といしましては、秋田県及び新潟県の天然ガス工業、これに百十五億円融資されております。第二番目に化学工業の七十三億円、第三番目は、これは秋田県を中心とする鉱山関係、金属鉱業の採掘精錬業に六十八億出されております。といったものが融資されております。ただいままで、私も昨年就任いたして以来、一応、同公庫がどういう融資をいたしたかというところとを地図をつくらせてみましたところ、至るところに同公庫の融資によって工場が建設、あるいは増設された事実がわかりました。なるほどやはり八年間、同公庫ができましたために、民間の金融機関からは、普通ならばなかなか融資できにくいところを、同公庫の引き出しによって、協調融資としてこのようなことが行なわれたという感を深くしております。いままで果たした役割りにつきましては、同公庫から云々申すべきではありませんけれども、数字的に見まして相当お役に立っているのではなからうか、こう考えているわけでございます。

○渋谷邦彦君 大体今日までの推移について御説明をいただいたのでありますが、確かに重点的に融資をなさりながら、その企業の育成につとめられてきたということは十分了解されます。ただし、この北海道においては、パルプ、海上運送、東北においては天然ガス、あるいは化学工業、こういったわけでありまして、その利用範囲といましようか、実際に各民間の企業体において今日まで利用されてきたそれぞれの企業の件数はどれくらいになるか、それをお教えをいただきたいと思っております。

○参考人(北島武雄君) 同公庫の融資は、資本金一千万円以上の会社に対して、原則として一千万円以上の融資をいたすことになっております。昨年末までにおける件数は約千二百数十件でございます。大体、一件一億程度の金額に相なるわけでございます。

○渋谷邦彦君 大体、一件一億円として、相当の企業の進展が見られると思っておりますが、これらの企業が今日公庫の融資を受けておられるのでありますが、貿易の自由化に伴ういろいろな問題が立ちださっております。そうした面を考慮して、先行きいろいろな不安に対しまして配慮がなされていかなければならぬ問題が出てくるんじゃないか、そうした場合に外国の競争と十分立ち打ちできるように、あるいはもっと融資しなければならぬ問題も出てくるでございましょう、あるいはこの際、民間企業を整理統合して、早く資金を回収して、別の面に重点的に融資をしなければならぬというような問題が出てきているのではないかと、このように考えられますが、そうした問題点について概要御説明をいただきたいと思っております。

○参考人(北島武雄君) 北海道、東北は、もともと工業の立地条件としては比較的弱いところでございます。で、貿易の自由化等の波にあたりましてどう対処するか、企業としてなかなかむづかしいところで、いま私どももいたしまして貿易の自由化に対処して、企業が何とか伸びていくということで、合理化計画を立てます場合におきましては、私も協力なり支援を惜しまないものでございます。たとえば、非鉄金属関係の自由化に対処いたしまして、秋田県方面の鉱山が相当不況に立ち至っている状況が一時あったわけでございますが、各企業におきまして、それぞれ適切な合理化計画を立てて、同公庫に対して融資を求めてまいりました。これらに対しては、私も内容を検討いたしまして、いやしくも地域開発のお役に立つものであるならば援助を惜しまないでまいったのでございます。今後においてもそういうふうに対処したいと思っております。

○渋谷邦彦君 現在融資先が千二百数十件ですが、ただいま御回答ございましたが、それらの各企業体が今日まで円滑な運営をされてきている面と、あるいは内容によっては相当注意を払っていかねばならないという、いろいろなそういう問題があると思うのです。いままで融資されたその反面に、資金の焦げつき、あるいは未回収、そういう状況がどうなっているかお知らせいただきたいと思っております。

○参考人(北島武雄君) この低開発地域に對しまして融資をいたします場合には、単に普通の商業銀行のような金融ベースのみでは、もちろんこれはやってまいるわけにはいかないのでございます。地域開発のためにお役に立つ

ものであるならば、多少の危険があらましても、将来の光明を目ざして私も融資してまいったわけでございまして、現在までのところ、大きな企業の破綻はまだ見えておりませんけれども、現在、実は滞納、延滞は多少増加の傾向にあります。この数年来の金融調整、景気調整によりまして延滞も若干増加の傾向にあります。昨年の十二月末におきまして元金が約十億円にのぼっております。なお最近におきましては、更生会社の更生計画が決定いたしましたので、本年度において、あるいは債権の償却をいたさなければならぬ金額もございまして、この点につきましては目下大蔵省の承認を申請いたしておるわけでありまして、千二百数十件の案件でございますので、中にはそういうような企業も出てまいるわけでございます。こういうものに対しましては、私もできるだけ更生のためのあたためる目をもつて見ながら、しかも大事な国家資金でございますので、この回収については、必ずしも甘い態度を持っておられないわけでございます。

○渋谷邦彦君 いまの御回答でありますと、延滞が多少なりとも増加している、昨年末で十億、こういうことではあります、企業によっては相当発展性のあるもの、あるいは将来先行きのなもの、いろいろ分類することができると思うのでありますが、大ざっぱでけつこうであります、先ほど御説明をいただきました北海道、東北について、大体主要な点でけつこうであります、現在延滞になっているその業種について、どんなものがあるか、また主たる企業についてはどんなものがある

るか、お知らせいただきたいと思いま

○参考人(北島武雄君) これはまあ
個々の会社につきまして、その会社の
名前をあげまして、こういう会社が延
滞しておりますというところは、主と
差し控えていただきますが、主と
いたしまして大体地場産業が多いの
でございます。地場の比較力的に弱い
企業、しかも新規な計画でその土地に
新しい工業を興すというつもりで建
られたのが、景気調整の波にあり、あ
るいはまた技術の万全を期せなかつた
ために延滞になっておるといふ例があ
るのでございますが、まあ全体といた
しますれば、たいした件数にはなつて
おらないわけでございます。

○渋谷邦彦君 まあその延滞等につい
ても、実際は国民の税金でまかなわれ
ている金から融資がなされておるわけ
でありますので、公庫当局としてもそ
うした面の運営については十分考慮も
され、そういうことのないように今後
とも十分努力を払っていただきたい、
こう願うわけでありませう。

今回この法律案の内容を見ますと、
土地造成というものについて相当力を
入れられるような趣旨に思われるので
あります。現在、公庫として、この
土地造成事業に対する出資について
は、今後どういう方向に、また具体的
に北海道、東北についても、東北のほ
うは現在乗っていないようでありませ
うが、東北のほうにおいてもそういうよ
うな、考え方を持っておられるのかど
うか。今後のそうした土地造成事業に
対する出資に關係いたしまして、どん
な計画をお持ちになっているのか、お
知らせを願いたい。

○参考人(北島武雄君) 当公庫におき
ましては、すでに苫小牧港開発株式会
社に對しまして土地造成資金を融資い
たしました前例もございませう。今度の
法律改正は、いままでも主務大臣の告示
によりまして、各地区ごとに指定いた
しておりましたのを、開発銀行法の改
正に伴いまして、それと歩調を合わせ
て、法律の面に業務の種類の内容を掲
げた、こういう内容でございまして、
今後、土地造成資金を大いにどんどん
やっていくのだという、必ずしもそう
いう体制ではございませう。北海道、
東北におきましては、土地造成におき
まして、他の地区よりもやはりそう
やたらに行なわれるものではないよう
に私は思っております。ただいま当公
庫に申し出のある土地造成はございま
せんけれども、まあ将来の予想といた
しましては、たとえばこの苫小牧港の
例にならぬように新潟港の大きな新設
計画がございませう。苫小牧港になら
ぬように海岸を掘り込んで、いわゆる掘
り込み港をつくらう、こういう計画
がございませう。これが国家資金で、あ
るいはまた国家資金と地方団体の資金で
実際に進められるということになりま
す。苫小牧の例にならぬ、同じよう
にこれに伴う土地造成を会社でや
りたい、こういう機運も地元で起る
かとも思われますが、ただいまのところ
全然まだ予測はついておりませう。

ただ、土地造成につきましても、これ
がいやしくも投機的に利用されること
のないように、公庫としては十分注意
いたすつもりでございまして、従来の
ような苫小牧港のような、相当大きな
公共的意義を持つものに対して、民間
の資本と一緒に進んで当公庫がこれを
育成していく、こういうかっこうにな
るかと思うのであります。

○渋谷邦彦君 この法案の趣旨を見ま
すと、いまの回答ではいささか矛盾が
あるような点が考えられるのでありま
す。それはここにもうたつてあります
ように、「地域開発の進展に伴ない、
企業の採算に見合う適正かつ十分な
産業用地の確保が重要な問題となつて
いるが」とありますが、確かに北海
道、東北の場合にはこの点がびたり
するのではないかと思ふのです。また
同時に、この土地の造成も、いまま
どちらかといえは見捨てられた北海
道、東北の開発については、今後も相
当力を入れていかなければならない。
特に、工業の発達というところは焦眉
急ではないかというようなことも十分
考えられるのであります。それにつ
いては、やはり交通の至便あるいは海上
運送の非常に便利など、こういう
ことになりますると、いまお話がご
ざいませうが、苫小牧にいたしまして
も、新潟にいたしまして、その他仙
台を中心とする仙塩地帯、そういうた
とががすぐ思ひ浮かんでくるのであ
ります。公庫が、先ほど来、総裁も
趣旨の説明をいたしまして、今後の
方向というものについていろいろな応
答の中に出てきました方向を考えま
すと、もっと積極的にこの地域開発の面
を考えると、もちろんその投機的な、
そういうために利用されるということ
は、これは最も避けなければならぬ
問題だと思ひます。しかし実際に、
東北や北海道の地形的ないろいろな条
件を考へてみますと、やはりどうして
も産業用地の確保というものが当然必
要になってくるならば、もっとそうし

たところに重点的な対策を立てられ
て、そのためのあるいは融資というこ
とが当然行なわれていいてはならないか
というところを、それによって北海道、
東北の産業開発が進むということにな
れば、国全体の経済発展のために大き
な力になる、このように私は考えるわ
けであります。いまの御回答では何
かもの足りないような感じがいたす
のであります。将来において、公庫
としてさらにそうした問題について、
土地造成にかかわらず、土地造成を中
心としたそういう地域開発の問題につ
いて、関連してどのような――どのよ
うな対策と言ひましても、いまの程度
になつてしまふと思ひますが、ただ一
つの方向として、一応、総裁個人でも
けっこうだと思ふのですが、希望的な
ものをお持ちになっているか、その方
策をお持ちになっているか、それをも
う一度伺ひたいと思ひま
す。

○参考人(北島武雄君) 御承知のごと
く、工業用地の造成は、まず第一に考
えられますのは、これは主体としては
地方公共団体が大部分かと思ひます。
それと住宅公団、こういうものが公
の資金でみずから土地造成を行なう場合
が多かるうかと思ひますが、当公庫と
いたしましては、たてまえといたしま
して会社に対して融資するのでござ
いませう。こういうた地方公共団体あ
るいは住宅公団がやるものについて
は、当公庫はこれにタッチしないこと
になつております。それ以外に、ほん
とくに民間会社として土地造成をする
場合に当公庫の役割も出てくるので
あります。比較的役割りといひしまし
ては従来の融資の役割りではないかと

考へております。したがいまして、多
少、先ほど私があまり積極的でないよ
うな印象を先生に与えたのではないか
と思ひますが、国といたしましては、
もちろん工業用地の土地の造成は今後盛
んに行なわれるべきものでありまし
て、たとえば低開発地域では主として
地方公共団体等の力によってなされる
べきだろふと思ひますが、それに伴
て民間の会社によってやるのが適当で
あるという場合に当公庫の役割りが出
てくるのであります。当公庫といたし
まして、北海道、東北方面に五つの
新産都市の指定がすでにあり、また見
込まれておるわけでございますが、こ
れに伴ひまして工業用地の造成は活発
にならうかと思ひますが、この場合
に、あくまでも民間会社として土地の
造成をやる場合に、公庫としてはその
内容を十分審査し、はたして土地造
成、産業の振興開発に寄与する事業の
用に供する土地の造成と、こういう
ふうに法律になつておりますので、そ
の法律目的にできるだけかまいませ
う、内容に伴ひまして、私どもとい
はしまして大いに融資をいたしてまい
る考えでございませう。何とぞ御承
知願ひ
ます。

○渋谷邦彦君 きょうは私の持ち時間
があまりありませんので、もう一点だ
けお伺ひしておきます。

いままでも公庫における監事の権限と
いいますか、業務を監査するだけであ
りました。今回この法改正によつて、
「総裁又は総裁を通じて主務大臣
に意見を提出することが出来る」、こ
のようになつたわけですが、監事が、
今度そういうような法改正とともに、
適正な意見を述べるといふような、業務

内容について、従来はやはり総裁であるとか、理事の立場の方が業務全般についてその意見を述べたが、今度この監事の権限を強化され——まあ総裁、理事は当然主務大臣に意見を述べることでござりますが、今回、監事の権限を特に強化される理由について、どうした点に目的があるのか、それについてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(井川伊平君) いまでも監事は監査の結果、それに関しまするいろいろの意見を述べることには、それは当然の業務の中でございますが、今回このように改正をしようという事柄は、さらに一だんと進んだ観点に立ちまして、この公庫の存立の理由と申しましようか、目的と申しましようか、そういう効果をより高度に發揮せしめる、そうしたような意見をも述べることができるようになろうという、そういうような趣旨でございます。

○渋谷邦彦君 それでは北海道、東北を終わります、ちょうど開銀の方が見えておられるようでありますから、開銀のほうにちょっとお伺いしたいと思ひます。

開銀の今回の法改正も、北海道、東北の場合と同じように非常に似たような法改正があるようではあります、今回、理事と参事の定数を増加されたわけでありまして、これは当然、銀行そのものが業務内容がふえたということの主たる原因になるであろうと思うのであります、現在たしか七名だといふふうに記憶しているのではありませんが、この七名の理事の方はそれぞれ業務の内容によって分担をきめられていらつしやるのかどうか、また、そのために

今回業務量がふえたために理事または参与をふやさなければならぬのか、ふやす理由について御説明いただいたかと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) お尋ねの第一点につきましては、現在、七人理事がおりますが、それぞれ業務分担をきめております。で、開銀の業務の内容としましては、総務と申しまして、全体の資金計画、各省との連絡等をやるのが一つござります。それを担当する理事が一人ござります。それから営業につきましては、たいへん実は、先ほどお話しのとおり、最近多角的になっておりまして、多様になっておりますので、四部と、地方開発関係の一部、五部はどの部を設けておりますが、それを担当理事に三名でそれぞれ分担して、仕事をしてもらっております。そのほかに外債関係、経理関係、人事関係、あるいは庶務関係といったようなそれぞれ部がございまして、それぞれ分担を定めまして、責任を持っていたらいておられるような次第でございます。なおそのほかに、現在大阪支店は非常に重要性がございまして、理事をして委嘱せしめておる、こういう現況でございます。

今回特にふやしましたのは、大蔵省からも御説明がありましたように、開銀設立以来十三年近くなりまして、実は業務内容も先ほど申し上げましたように、たいへん多角化したのと、融資の残高も国内資金だけですでに七千数百億、それと外貨資金を入れますと八千数百億に達しております、まあ保証の額まで入れますと、信用供与の額が近く一兆円を突破するといつたようなことにもなつております、

量質ともにたいへん業務の内容がふえておりますので、この際、理事、参与を一名ずつ御増員願ひまして、業務の遂行に遺憾なきを期していただきたい、これが今回お願いしておる趣旨でございます。

○渋谷邦彦君 今後の開発銀行の持つ使命というものが考えますと、これから必然的に業務内容がふえてくるということが予想されると思ひます、毎回のこの理事及び参事の定数増加、先般もあつたように記憶しておるものであります、そのたびにやるよりも、もっと基本的な考え方を立てられて、大体将来、先行きを見越しても、これだけのものは絶対必要であるといふような、そういう基本的な考え方に基づいて業務の遂行をはっきりさせられたい、業務内容がふえたからまたふやすんだ、またふやすんだというふうなことで非常に複雑になつて、銀行そのものも、いろいろな業務の運営についてかえつて支障が起こるのではないだろうか、こういうことも案じられるべきであらう。ならば、将来五年なり十年なりのいろいろな見込みを立てられた上で、そういう機構の整備、またそれに伴う人事の配置、そして多角的にどういふ問題を処理していこうとも十分機能が發揮できる、こういう体制にしておかれて、初めて開銀としての面目を發揮できるのではないか、このようにも考えられますので、この点は十分やはり検討すべき問題じゃないか、このように考えられるわけですが、次に、もう一点だけ何とおきたいと思ひますが、今回の法改正のやはり主たる内容の一つは、土地造成資金の

貸し付けということがあるようであり、また、この中で、当局の説明の中にも融資対象に——いろいろな融資対象の範囲ですね、融資対象の範囲の問題がある、このようないふ文句があるわけでありまして、今後そうした融資対象について、開銀としてどのような考え方のもとにそれを進められ、そしてまたそれを育成されていくのか、その大綱についてお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) 御指摘のとおり、融資対象の選定と申します、いい民間企業を中心になる企業体でござります、それが非常に重要な問題であるといふことが非常に重要な問題である、私も私どもも考えておるわけでありまして、やはり不動産の造成に経験のある会社、それからその地区の土地を利用しようとしておる会社、並びに公共的な事業で府県等の関係が強い、公的な事業で、場合によりまして自治体も出資の形で参加する、そういうふうな形の企業体でござります、そこで能率的に土地造成をやっていくというのが一番望ましい姿ではないかと思ひます。もちろんそれに限定するわけではないのでござりますが、しっかりと民間等を中心にした企業体ができまして、責任の所在も明らかであり、かつ土地造成を最も能率的にできるといつたような適格性のある企業体ができる、このことを一番希望いたしております。その点につきましては、私も私もそういったようなことにつきましては、私も何らかのサンプル的なものををつくりまして、そういったような方向に民間の企業自体も動いていただきまして、合理的な土地造成ができますよう

に、僥越でございますが、誘導する、しつうまくやっていくといふことを考へておる次第でございます。

○委員長(新谷貢三郎君) 答弁をされる場合に、部屋が広いですから、少し大きな声で御答弁願ひます。

○渋谷邦彦君 この法律案が通ればすぐにも事業が開始されると思うのであります、現在、開銀としてさつそくにも土地造成資金の貸し付けが行なわれるといふことが考慮されていると思ひます、そのあたりが、現在の土地造成資金を考慮されているのか、この点について。

○参考人(平田敬一郎君) この仕事は実は新しく始めますわけでございます、ので、まあいまの確に具体的に幾つぐらいあるか、どういふふうになるかといふことを申し上げるのは、少しまだ早過ぎるのではないかと思ひますが、例が一、二ないわけではございませう。そういうものにつきましても、法律成立後に方針を明らかにいたしまして、その方針ののちで、合理的にいく限りにおきまして融資を始めたいといふ。最初は御指摘のように、どういふふうな企業体に対して、どういふ地区で、いかにして合理的に重点的にやっていくかといふことが非常に重要な問題でございまして、仕事はこれからといふつもりで勉強させていただきます、これを御了承願ひたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 特にこの土地造成については、その融資対象が地方よりも大都会、つまり東京、あるいは関西、あるいは名古屋といふようなところにほぼ限定されてくる傾向が強いように私には考えられます。そうしますと、必

に、僥越でございますが、誘導する、しつうまくやっていくといふことを考へておる次第でございます。

○委員長(新谷貢三郎君) 答弁をされる場合に、部屋が広いですから、少し大きな声で御答弁願ひます。

○渋谷邦彦君 この法律案が通ればすぐにも事業が開始されると思うのであります、現在、開銀としてさつそくにも土地造成資金の貸し付けが行なわれるといふことが考慮されていると思ひます、そのあたりが、現在の土地造成資金を考慮されているのか、この点について。

然的に起こる問題は、土地造成の主たる目標というものが工業用地としてやられるのか、あるいは住宅用地、特に大都市においては住宅用地が非常に足りない。あるいは東京に例をとってみても、都内ではどこも家が建つような場所もない。したがって郊外においてどんな団地の建設にいたしましても、土地の造成というものが強く要望されておられるわけだ。先般アメリカなどへ参りましたときにも、やはり郊外に相当の住宅用地の造成が行なわれているのを目撃してまいりましたが、わが国においては、住宅の不足を嘆く一面、そういう土地の造成あるいは土地の確保というものが非常に困窮をきわめております。そうした点から住宅の悩みを訴える大衆の不満の音が強いわけでありますが、開銀として、そういうような立場から、おそらくこれは企業の面を考へてみれば、当然利潤を上げていかなければならない、いろいろなそういう条件が考えられるわけでありますが、今後のそうした方向について、主力をどこに置かれて土地造成に力を注がれていくのか、その御見解を承っておきたいと思うわけであり

なるかと思ひます。で、住宅用地については、お話しのとおりいろいろ議論が行なわれておりまして、目下いろいろ審議会等で審議されておりますが、まあこれは私の個人的見解でございますけれども、必要がありまふ場合には、やはり住宅金融公庫等の機構の活用によりましてやるのが妥当ではなからうかと考えておりました。開銀銀行としましては、産業用の合理的な土地造成に御協力を申し上げる、こういう趣旨でやっておる次第でございます。

○鈴木市蔵君 私、開銀とそれから国立学校の特別会計のほうと、二つを中心とする時間的範囲内で質問したいと思ひますが、せっかく開銀のほうへいま質問がありましたので、引き続いて開銀のほうにお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木市蔵君 今度の改正の中で、先ほど同僚委員からの御質問もあつたと思ひますけれども、土地造成の問題を中心に融資をしますと、こういうことであります。が、まずこの融資の対象とは一体どういうものか、これをまず明確にしたいだきたいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) 融資の対象と申しますと、おそらく借り先、借り手ということになるかと思ひますが、これは大体まあ株式会社——民間企業と申しておりますが、株式会社を考へておきます。

○鈴木市蔵君 で、具体的に法案が出て、もしこれが通るとするならば、もう四月一日からこれは発効するわけですから、当然、その予想されている株式会社、民間の株式会社というものはこういうものであると、もうすでに具体的に話は進められておると思ひますが、

それをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) 幾つかの希望があることは事実でございますが、法案が成立後に、そういう問題につきまして、開銀としても正式に取り上げまして検討した上でできるということでございますので、具体的なことは、本日までと申すところ申し上げることを差し控えていただきたいと思います。

○鈴木市蔵君 それはぜひふんおかし

いじゃありませんか。あなたのほうは、融資の対象は、民間の株式会社だと、こういう金額をもってこういうところ

に土地造成の融資をするのだと言っているのですから、そのどれが該当するか、どういふところに一応その話をしようかというこの目安がなくて、ばく然とあなた、こういう金額で

できた法案を出すはずはない、一部改正をするはずはないので、当然それはあると思ひます。いま、それを差し控えたいというの、どういふ事情によつてこれを明らかにすることができないのか、そうして差し控えるとするならば、何を考慮して、この席上において差し控えなければならぬのか、この点を明らかにしてもらいた

ておりますが、これはいづれも予備調査にすぎませんので、法案成立後におきまして、国会におけるいろいろな御質問の趣旨等も十分取り入れまして、融資の具体的な方針をつくりまして、その上で取り上げるか取り上げないかきめていきたい、こういう気持ちでいるというところは、これは私当然の筋だと思ひますので……

○鈴木市蔵君 それは、この委員会向

けの答弁として、この場を切り抜けるには、そういう答弁でいいかも知れませんが、それだけでは、いふん納得のいきない答弁だと思ひます。この法律案がもし通るとするならば、四月一日から実際に活動を開始するわけだ、もう数日に迫つておるはずですから、あなた

のところ、この融資対象になるべき民間の会社はかくかくのものであ

る、その辺のところはわかつていないはずはないし、私がなぜこれをしつこく質問するかという、ともすると、土地造成というのは投機の対象になるわけだ。したがって、どういふものをあなた方がこの民間融資の対象として想定しているのか、その選別について、どういふ基準を持っているのか。

もし具体的に名前をあげることができなかつたら、その基準、範囲を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) 大体、この基準につきましては、昨日も少し申し上げたのでございますが、先ほどから言つておりますように、まずやはり産業用の土地造成に限る。それから、地区につきましては、先ほど申し上げておりますように、新産都市、それから工業開発特別地区並びにこれに準ずべき重要な開発地区、こういうたよう

な地区に限りたい。それから企業体につきましては、先ほどから申し上げましたようなものを中心になるかと思ひますが、できるだけ融資の対象として、責任の所在が明らかになるような民間の企業体をはつきりさしてまいりたい。

それから次は、規模につきましても、あまり小さい規模のものにつきましては不適当でございますので、一定規模以上の土地造成でありまして、それが結局、国民経済的な見地から、あるいは格差は正といったような見地から、ふさわしい程度の規模以上のものに限りたい、そういうたような幾つかの基準をいま実は検討いたしてお

ります。さらに、そのほかに、もちろん融資でございますので、各ケース・バイ・ケースにつきまして、普通の設備投資に対する審査と同様、十分な審査を行ないまして、はたして土地造成が適当であるかどうか、つくつた土地がいつごろ利用可能になるのか、そういったようなことにつきましても十分

な審査を加へまして、その上で融資するかいなかをきめることにいたしたいと思ひております。

○鈴木市蔵君 先ほど言つた一定規模とか、一定水準以上とかといわれるその一定というのは、どこで線を引くのですか。

てはめて基準をつくりませんと、実情に即しないものになりますから、そういったようなことにつきましては、十分に全国の事情を検討した上でできない、こういうふうに考えております。

○鈴木市蔵君 それは、そういったものに基づいて、国会で法律上の権限を認めていただきますと、運用で、私も十分諸般の事情を取り調べました上で、合理的な基準をつくって実効を期するようにしていきたいと考えております。

○鈴木市蔵君 その融資をする、つまり民間会社の一定の水準、一定の規模、これはどういふところで、その具体的な名前前はさき言うことはできないというから具体的な名前前はよろしいが、融資する民間会社の規模、水準、これは何で定めるのか、これもひとつお答え願いたい。

○参考人(平田敬一郎君) 先ほど規模と申しましたのは、ある一定の地区でまとまってどれくらいの坪数の土地を造成するか、そういったようなことにつきましましては、ある程度外形的に基準を設けまして、やりたい会社につきましては、これは御承知のとおり、またその土地土地の事情によりましてふさわしい企業がござることが望ましいので、これにつきましまして一律にどうこうというわけにはまいりません。個々のケースごとによく調べまして、妥当であるか否かを判断した上でできる、こういうことに相なるかと思ひます。

○鈴木市蔵君 それは、いふんおかしな答弁だと思ふんですね。個々の地域

地域でそれが妥当であるか、そのときどきによつてきめるといいますけれども、あなた方は、つまりそういう場合をあらかじめちゃんと計画し、あるいは具体的に検討して、そしてこういう法律案を出してきただけで、先ほどの質問に答へようではありませんけれども、当然それは融資すべき民間会社においても、ある一定の基準というものはあるはずだと思ふんです。私はその場その場によつて検討する性格のものじゃないと思ふんです。この一定の基準をきめる場合にどういふものを持っておられるか、もし具体的にいま持っていないとするならば、どういふことを想定しておられるか、融資すべき民間会社に対して輪郭を明らかにしてもいい。

○参考人(平田敬一郎君) 企業体につきましましては、私もたくさん企業体に融資して、いろいろな業種に融資しておりますが、結局いろいろ業種により、それから地域により違ふわけございまして、企業体自体につきましまして、何か限定的なことをあまりやまして、何か上げるというところは、これは妥当じゃないというふうに考えております。しかし、たとえば、土地造成の場合は何か中小公庫との関係におきまして、いろいろな普通の融資の場合におきましては、具体的にどの程度のものでござるか、どういふ企業を中小公庫が扱うか、そういったようなことにつきましましては、やはりいろいろ基準を設けてやっておりますが、個々の事業をやる、個々の土地造成事業をやる場合におきまして、画一的に基準を設けてやるといふことは、私むしろ実際に即しないと思ひますので、そこは先ほど

から申し上げましたように、ケース・バイ・ケースで十分審査した上で妥当かどうかをきめる、これは私も銀行の重大なファンクシヨンと考えておるのでございまして。でございまして、部内にその専門家を養成し、それから問題になる事項につきましましては、私も一件別に役員会にかけまして十分審査しました上できめる、こういう実はいき方で今日まいつておるのでございまして、企業体については、あまり画一的に規模等につきましまして基準を設けるのは、ちょっとどうだろうかと思ひております。

○鈴木市蔵君 私はその答弁は納得できませんね。全国一律に画一的に基準をきめるというところはかりにできないとしても、そういうことを計画し決定しなければ、ただ幾ら幾らの金がどこで土地造成に必要だから融資の対象にするというところまで出できやしませんよ、お宅のほうでは、ですから、当然かくかくの土地造成をやっている会社、あるいはやろうとしているところ、それを想定しなければ、どれくらいの融資が要るものだろうかというところで、——今度の土地造成にはかくかくの金が必要と、いって具体的な金額まで出しているじゃないですか。かくかくの金額はつかみ算ですか、それともやっぱりちゃんとそのようなデータに基づいて積み上げた金額ですか、どっちなんですか。

○参考人(平田敬一郎君) 先ほどから申し上げたように、実は土地造成の仕事は新しく始めるわけでございまして、したがって、資金のワケは、二百八十億という地域開発の資金の総ワケの中から、土地造成する分を来年度出し

ていこうというところでございまして、補助金や税金と違ひまして、金融のほうは事前にあたりこまかく確定的にやるといふわけにはまいりません。もちろん総ワケの中で、はたして間に合うかどうかといったような見当はある程度つけておりますが、そういったようなことの中におきまして、いま申し上げましたように、最終的にはケース・バイ・ケースで妥当か否かをきめて融資を決定していく、その上で、さらに将来この事業が合理的に需要が多くて妥当なケースがふえてきますといふような場合におきましては、資金のワケについて増ワケするかどうかよく検討して進めてまいります、こういう順序で進めていくのが私は妥当と思ひました、そこに金融の補助金と違ひました一種のいい点があるのでございまして。したがって、何と申しましたも一審大事なのは、個々のケースについて、はたして妥当かどうかというその審査が一番重要でございまして、その点につきましましては、私も開発銀行の全能力をあげまして妥当を期する考えでございまして。

○鈴木市蔵君 で、あなたはなかなか質問に的確には答へられないやうであります。では、一体かくかくの民間会社が適当であるという判定を下すのは、開銀がどういふ順序を経て、どういふ手続をとつて下すのであるか、これが質問の一つ。それから、おそらく地域開発やそういったところに重点的に融資が回ってくる、先ほどから御説明があるからたぶんそうだろうと思ひますが、そういったところの地方自治団体、公共団体、県あるいは市、そういったところの関係は一体どうなのか、これが二番目。それから、そういったつまり諸関係を経て民間会社に融資をする場合にはどういふ手続上の申請なり、あるいは何らかを必要とするだろうと思ひております。これが三つ目です。これについてお答え願ひたい。

○参考人(平田敬一郎君) 最後の融資の手続は、実は一般の場合と別に違つておりませんので、御説明を……。

○鈴木市蔵君 申請したものはみんなやるのですか。

○参考人(平田敬一郎君) いま一番大発政策上重要な地点であると思われる地点の進行状況がどうであるかといふようなこととございまして、したがって、この点につきましましては、事前に十分いま御指摘の關係の自治体の意見を聞くつもりでございまして。そのほかには通産省の工業立地の所管のところ、それからあるいは経済企画庁の地域開発全体について計画を持ってやっておりますが、そういったようなところの意見をよく聞きまして、最終的には開発銀行がきめて、もちろん開銀は独自の立場で十分な審査を加へまして、はたして適切かどうかということについて関係者の意見を聞くと同時に、部内で十分審議した上で決定する、これが当然の順序だと思ひます。普通の業種につきましても、重要産業等につきましましては、各省の意見を十分聞いておりますので、土地造成に関して、お話しのとおり地方自治体の意味をよく聞くことは重要なことじゃないかといふふうに考えております。

○鈴木市蔵君 その場合に、地方自治体と共同融資あるいは事業において、

地方自治体と一緒にやるとかといふような、そういうケースがあるだろうと思うのです。あるいは、もうすでに民間会社には地方自治団体が土地造成の必要上、ある一定の融資を行なっておるといふ場合もあるだろうと思うのです。そういうふうな場合において何らかの基準がありますか。

○参考人(平田敬一郎君) 現在、地方自治体が直営でみずからやっておる場合には、あまり問題がないかと思ひます。しかし、御承知のように、公社とか、何とかという名前では、実は別に機関をつくってやっておる例がございまして、これは私は率直に言つて、能率的な土地造成という点からいつたら、直営に切りかえるか、私も考えております。新しい方式の土地造成に切りかえるか、どっちかにしていただいたいというのじゃないかと実は私は思つておる。できますれば、私も今度は今回考えました機会に、すでにできているものにつきましても、新しい合理的な株式会社組織に切りかえてもらひまして、そうして土地造成を合理的にやるといふことになりますれば、それが一番望ましい姿ではないだろうか、もちろんそういうことを離れまして、新しく自治団体も出資の形で参加いたしました、一つの企業体ができました土地造成をやるといふのは、これは一つの十分考えられる形態でございまして、そういうことでございませうれば、私一つの望ましい形態だと言へるのではないかとと思ひますが、しかし、どうしても能率的に土地造成をやるためには、民間の経験者が中心になつて土地造成をやるといふことが非常に重要なことでございまして、やはり土地造成という

仕事は非常に企業的色彩が強うございまして、そういったような企業体ができた場合に、能率的にやつてもらう、それが企業の性格が強いというの、決してほろもうけするとか、そういう意味じゃなくして、事業の遂行その他を最もタイミングよく、コストを安く土地造成をするという意味におきまして、そういう知識経験を十分活用した企業体ができてやる、こういったようなことにはいきますれば、実は私、全国各地で土地造成が行なわれ、あるいは今後も行なわれますが、全体としていい方向を示すんじゃないかと考えております。なおその際、自治体が多分、大部分が財政資金に上りまうわけですが、昨日も申し上げましたように、開発銀行がやります分、大体二割から三割くらい開発銀行の資金に依存していただきまして、あとは市中銀行、地方銀行と協調融資をいたしまして適切な期しますので、財政資金の効率的な活用という点からいきまして一つの行き方ではないだらうか。しかし、重ねて申し上げますけれども、全国の工業用地の造成を、こういう形で全部、あるいは大部分やるといふところまではなかなか考えておりません。やっぱり自治体を中心になつて直営でやるといふ部分が、大部分あるいは相当部分を占めるのではないかと一見通しを持っておりませんが、大体そういうことで、工業用地の合理的な全国的造成がうまくいきますようにつとめたいというのが、今回お願いしている趣旨でございまして、

○鈴木市蔵君 だいたう考え方が明らかになつてきたと思ひますが、いま言われた考え方は、土地造成に関する、つ

まり公庫設立的な方向を、なかなか一元化というのは、それは地方自治体の関係もあつてできないでしようけれども、政府関係機関が、たとえば市中銀行との協調融資のような態勢をとりながら、土地造成の新しい公社設立、そういったような方向へ道を開くことを考へておられるのではないかと、その一つのポンプの呼び木的な存在として今回の処置が行なわれているのではないかと、こういうふうにおわれれば理解しているのですが、この理解にあなただけのさっきの答弁はやや似たと言つちやおかしいけれども、ややそういうふうなことを一部肯定するような考へだといふふうにとりまされたが、われわれの理解は違ひませんか、そういう方向へ今後は土地造成についてはいくのだ、こういうことですか。

○参考人(平田敬一郎君) 公庫ということばをお使いになりましたが……。

○鈴木市蔵君 これは一つの仮定です。

○参考人(平田敬一郎君) これはあくまでも株式会社組織にしてほしい、責任の所在がやはり株式会社が金融の對象としては明らかでございまして、それから事業の能率的な遂行という点からいきまして、これはやっぱり日本の経済の中におきましては、株式会社組織でやつてもらつたほうが一番いいんじゃないかと考へておりました、そういう株式会社に自治体が出資することがあつても、これはもちろん差しかえない、場合によりましてはそのほうがより円滑にいく場合もある、しかし、必ずしも自治体が出資する必要はありません。やはり望ましい企業体ができまして、能率的にやつていくとい

うことでございしたら、私、先ほどから重ね重ね申し上げて恐縮でございしますが、ケース・バイ・ケースでよく審査いたしまして妥協を期していくというところでございまして。なお、一点つけ加えますと、自治体を中心になりましてつくりますが、つくつた土地を民間企業が購入する場合、こういったようなものもある意味におきましては含めて考へていきたいと考へておりますが、しかし一番代表的な例といたしましては、このお話の公社とか、公庫ということが先ほど出ましたように、地造成会社ができましたということは、ほんとうは一番望ましいのではないかと考へております。

○鈴木市蔵君 時間がないので、この問題だけにかかつておられるわけにいきませんけれども、土地造成の現在及び将来にわたるところの二つの見通しがあると思うのですが、日本の土地造成の持つていく発展の水準といひますか、見通しというものがあつたらうと思ひます。それをもし開帳のほうで調査しておられるとするならば明らかにしてもいいと思ひます。

○参考人(平田敬一郎君) 土地造成の中でも工業用地の造成というものは、実は今後の日本の産業の発展にとつて非常に大きな意味を持つておることは御承知のとおりでございまして、実はその点につきましましては、いま通産省に産業合理化審議会を設けて、その中で産業立地部会というのが設けられておりまして、そこでどういふふうな、どの程度の規模において、どういふ土地造成をやる必要があるかということをごまかに検討しておられるようでござ

います。その報告も、あるいははままとつたか、あるいは近頃まともなうとしておるかと思ひますが、詳しくはそういうことで実はごらん願つたほうがいいんじゃないかと思ひますが、いづれにいたしましても、例の倍増計画が予定しておりますような産業の発展、経済の成長ということを考へますと、やはり今後相当な坪数の工業用地の造成を必要としておる状態でございます。数字は私のほうに申し上げませんが、むしろそういったようなことで、相当ごまかく政府の部内におきましても検討いたしまして妥協を期することになつております。私も土地造成をやりますことにつきましては、そういう関係で研究しておられますこと、並びに具体的な問題につきましては、その担当の部の意見等もよく聞きまして上で妥協を期してまいりたいということをこの際申し上げておきたいと思ひます。

○鈴木市蔵君 ただ現状においては新しい工場立地といふふうなものでも、いままで考へられなかつた一つの大きな拘束的な条件が出てきた。それは労働力の不足です。したがつて、場所が適当であるから新しい土地をつくつて、ここに工場を置いたつて、なかなか、特に若年労働力というものは集まつてくるものじゃないと思ひます。したがつて、土地はできたけれども工場を建てるに至らず、工場はできたとしても操業するに至らずといったような状況が、もう目ならずして生まれてくるだらうと思ひます。だから土地造成自体については決していままでと同じような、そういうような方向への発

展は期待することはなかなかできないであらうとわれわれは考えておるわけですが、一定の限度にきたこの工場立地条件というのから見ての土地造成は、しかし、これはあとと討論になりますからやめますけれども、この開銀が融資すれば、大体開銀一の融資に對して民間の金融機関は大体三だと言われているぐらゐに、当然この土地造成に開銀が融資という形で動き出せば、先ほど総裁も言つたような協調融資の形は非常な額にのぼってくるだろうと思ふのです。当然そこに投機的な性格も動く、土地造成というものは本来投機的な性格を持つてゐると思ふのです。ですから、そういう点において、ひとつ今後の問題については嚴重な私は監視を加える必要があると思ふのです。私たち自身は、いま開銀がこの状況下において土地造成の方向へ融資をするということには、これは根本的に疑問があります。しかし、これ以上は討論になりますから質問をこの程度にとめて、次に国立学校の特別会計のほうに移りたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) ちょっと速記やめてください。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

○鈴木市藏君 国立学校の特別会計の法案について質問いたしますが、あそこには、あつたらんになつてわかるとおり、この特別会計法案と自動車検査登録特別会計法案を除いては、当委員会にかかつてゐるものはほとんど全部一部改正です。一部改正法案で、この二つの法案だけが新設法案。したがって、われわれが審議すべき本法案の性格と

しては、これは非常に慎重審議を要すべき性格のものだと思ふのです。こういう点で慎重審議をするということになれば、あと一日、せいぜい一日しか残されてゐないこの時間に、これだけ重要な法案をとて審議する時間的な余裕というものは考えられない。普通の常識で見ても考えられないと思ふのです。一体、衆議院ではこの審議に要した日数はどのくらいだったのですか。

○政府委員(相沢英之君) 国立学校の特別会計の審議は私の記憶では二日でございます。

○鈴木市藏君 その二日というのは衆議院の大蔵委員会での審議が二日という意味ですか。

○政府委員(相沢英之君) さようでございませう。これにはもちろん提案理由説明、そういうものは含んでおりません。

○鈴木市藏君 衆議院が二日、参議院がほとんど実際においては何時間にか過ぎないような、こういう審議の状況で、これほどの法案が通過していくということは、きわめてこれは重大な問題だと思ふのです。おそらくこれは大学の会計については、財政問題については、また、ひいてはそれが教育全体の問題については画期的だと思われ

るような、そういう内容を持つてゐる法案を、なぜ一体このような唐突の間に提出してきたのか。これは少なくとも半年なり一年なり、世論の動向を聞き、当事者の意見も十分聞いて、国会においてはまたその審議に十分な余裕をおいて行なうという、そういう態度をとるべきではないかと思ふが、一体どうしてこういうことになつたのですか。

○政府委員(相沢英之君) 国立学校の経理につきまして特別会計を設ける話、これはここ一年の間に急に持ち上がったといふことではございませう。昭和二十二年に、明治以来五十七年続きました特別会計の制度が廃止になりましてから間もなく、またこのことが議題になつたわけでございます。関係者の間に議題になつたわけでございます。昭和二十六年に、すでに中央教育審議会の前身でございませう中央教育刷新審議会が、文部大臣に特別会計の設置について建議いたしております。その後、文部、大蔵両省の事務当局間におきまして、この特別会計の設置につきまして、たびたび話し合

いが行なわれたわけでありまして、結論を得ないで推移してきたわけでありませう。昭和二十九年、三十年ごろにも国立大学協会は、この国立学校の会計を特別会計にすることについて検討するよう文部省に申し入れたというよう

なこともございませう。その後しばしば事務当局間におきましては、たとえば事業の性格を持つておりますところの付属病院について、これを切り離して、特別会計にしたらどうかというやうな話もあり、かなりのところまで話し合ひがございましたが、大学の管理上、どうもぐあいが悪いというやうなこともありまして、見合はせになつた

というやうな事実もございませう。昨年に至りまして、国立学校の施設設備の充実、特に大学急増対策の一環といたしまして、国立学校の施設設備を充実するに、どのような会計上の、経営上の方途を考えたらいいかということにつ

きまして、昨年の四月以来、両省の間において検討を行なつてきたわけ

でございます。したがしまして、この問題につきましては、確かに表面的には、昨年の十二月、予算編成期に際して特別会計の設置が具体化したといふふうなことから見ますと、非常に短かい日月の間に特別会計の問題が取り上げられて、かつ片づけられたといふやうな印象を与えてゐるかと思ひます。が、事実はそのやうな長い経緯があつたわけでございます。したがしまして、この問題は、そういうたやうな意味におきまして、非常に短かい期間の間に取り上げられて、結論を急がれたといふやうな印象を、あるいは与えてゐるかと存じますが、両省におきまして、この特別会計を設けることの可否については、十分慎重に検討して、かつ、その上でこれを設けることが適當であるという判断に立つて踏み切つたわけでございます。

○鈴木市藏君 冗談言つちやいけませんよ。いま言つたやうなことは、何年先からかういふことがあつた、かういふことがあつたといふことは、むしろ事の重要性を裏書きするものであつて、これが国民の世論を十分に聞いたといふやうな、慎重審議をしたといふやうな経過とは全く合致していませんよ。そういうことを言つてゐるんじゃない。私の言つてゐるのは、法律が出て、かういふ形でやつていくんだといふことになつてから、どれだけ一体慎重審議の時間的な余裕をとつたかといふんです。二十二年からやつた二十六年はこうだ、二十九年はこうだといふやうなことは、具体的な法案として提出してやられたものでないん

でしょう、それは。やはり国会の審議になつてから衆議院でつた二日、参議

院でいま初めて私が質問するやうなものですよ、この問題をここではかつて。このやうな短い審議の時間しか實際問題としてはできないやうな状況下において、この重大問題を審議させる

といふことは、決してあなた方がこの法案について慎重審議の態度を貫いてゐるとは言えないじゃないですか。それでは聞きませんが、衆議院であれですか、この法案を審議する過程において、文教委員会との合同委員会を持つ

たんでしようか。

○政府委員(相澤英之君) 持ちました。

○鈴木市藏君 それじゃ、当委員会においても文教委員会との合同委員会を持つやうに、たとえそれが委員会が時間的に追われていたとしても、当然法案提出者として、慎重審議をすべきたてまえ上、文教委員会との合同委員会をあなた方みずからほうから申し出るくらいのはあれがあつたといふ

と思ふんです。衆議院においてやりながら、参議院においてなぜそれをとらなかつたんですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) 非常に慎重審議でないやうなお話してございませうが、国立学校特別会計法案につきましては、だいたい以前に趣旨説明をいたし、まる一日これだけにかかりきつたといふことは、参議院においてもなかつた私も承つておりますけれども、相当予備審査の段階において御審議を賜わつてゐると思ふ次第でございませう。

なお、文教委員会との合同審査等につきましては、政府から申し上げるべき筋のものではないと、かように考

へてゐる次第でございませう。

○鈴木市藏君 国立学校の特別会計の法案について質問いたしますが、あそこには、あつたらんになつてわかるとおり、この特別会計法案と自動車検査登録特別会計法案を除いては、当委員会にかかつてゐるものはほとんど全部一部改正です。一部改正法案で、この二つの法案だけが新設法案。したがって、われわれが審議すべき本法案の性格と

○鈴木市蔵君　ですから、申し出る筋合いではないにしても、法案審議の状況によつては、あなた方みずからそのような方向をとる、あるいはむしろ与党のほうからとつたって私は一向差しつかえないと思ふんですよ。こういう問題については、これは大蔵委員会だけで、特別会計だからということだけでここので審議するというのは、私はやはり正しくない、當を得ていないと思う。

それからもう一つ聞きますけれども、その過程の中で衆議院ではあれですが、大学側から参考人と呼んで意見を聴取したということはありますか。○政府委員(相澤英之君)　ございません。

○鈴木市蔵君　それも、どうもあれです、慎重審議の過程から見るとずいぶんおかしいと思ふですね、その経過から見ても、それで聞きますけれども、なぜこれを急がなければならぬのですか。これがもし本会計年度のうちに可決されなければ、どういう支障を来たすんですか、具体的に。

○政府委員(齋藤邦吉君)　昨日、成瀬委員の御質問に對しまして主計局の次長から詳細に御説明を申し上げたはずでございますが、事務的にも非常な支障をたたくさ来たすのでございまして、この法案がかりに三月三十一日に通りませんと、あとはやりくりしろ、こういうことになると思ひますが、やりくりしろということになりますと、これはたいへんな会計法上の違法行為をたたくさ犯さなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、私も当事者として違法行為をやれというふうなことはい

しかねるのでございまして、先般お願いいたしておりますに、年度内に一日も早く御成立賜りますよう御協力のほどをお願い申し上げます。○鈴木市蔵君　私は、これを委員会に、あるいは委員長にこの席上をかりて参議院の文教委員会との合同委員会、あるいはまた、しかるべき参考人と呼んで、その慎重審議の時間を与えられるようにこれは要望しておきます。

それで、次の質問に移りますが、一体この法案の発議者はだれなんですか。この法案の発議者は一体どこですか。○政府委員(相澤英之君)　政府提案でございますから、政府でございます。○鈴木市蔵君　それは政府は言うまでもないんですよ。政府のうちの発議者と言っているのだから……。

○政府委員(相澤英之君)　政府部内においてこの問題を取り上げましたのはだれかという意味でございまして、か。——そういう意味でありましたら、この特別会計につきましては、具体的には大蔵省でございます。○鈴木市蔵君　それじゃ、ちょっと大蔵省に聞こうと思ふのですが、大蔵省のそれがその責任なのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君)　大蔵省のそれと申しましても、具体的なことではないので、大蔵省の關係各局で十分御相談をいたしまして、これは大蔵大臣から文部大臣に提案をして御賛成を得て、両省で意見が一致した、こういう形に相なつておることは御承知のとおりだと思ひます。

○鈴木市蔵君　それだから、あれです、この席上であつた、代表しておられるし、大蔵省の委員の方もおられるでしょうから、質問に答えることはできると思ひます。大蔵省はどういう理由によつてこの法案を發議したのか、それをひとつ聞きたいと思ふのです、どういふ理由によつて……。

○政府委員(相澤英之君)　委員長。○鈴木市蔵君　いや、それはあなた、文部省の法規課長でしよう、どこです。○政府委員(齋藤邦吉君)　いや、主計局の法規課長です。○鈴木市蔵君　それはどうも、私は知らなかつた。(笑聲)

○政府委員(相澤英之君)　この国立学校を特別会計にいたします提案をいたしましたのは、先ほどもちょっと触れましたが、国立学校の施設設備が非常に科学技術の進歩に追従していかないような状態にある、いかにしてこれを改善するかというようなことが非常に長い間の懸案になつておつたことでございます。そのことも、もう一つ御案内のとおり、数年前の高校急増対策がやがて大学急増対策となり、これを目前に控えて何らかの手を打たねばならぬといつたような事態になつておつたのであります。で、この際、国立学校の施設設備その他内容を充実するためには、どのような方法があるだろうかというところを、先ほど申し上げましたが、四月以来事務局の間において検討をしておつたわけでありまして、ひとつ特別会計に踏み切つたらどうかというところを提案いたしましたのは、国立学校の評価額といたしまして約二千

億を上回る資産を特別会計に出しまして、この財産を活用していく、こういうことは、御案内のとおり、国立大学につきましても、各地において統合整備が急がれておりますが、他方で相当な建設も必要といたします。同時に、その身がわりに不用の土地その地の財産が生じております。従来ですと、その処分収入は一般会計の歳入に入つてそのまま具体的なつながりをもってそれが学校に還元をされるというふうなことは、しかしながら、特別会計を設けますと、その不用財産の収入というものが学校の施設設備に充當できる。それから借り入れ金でございますが、これは一般会計におきましては、もちろん借り入れ金が全然できないというわけではありませんが、特別会計にいたしますと、財政投融資の資金からの借り入れを仰いで施設の整備を促進し得る利点がある。それから歳計の剰余金は、これは現状でございまして、いかに病院の歳入がふえても、あるいは歳出節約に努力しても、これはいづれも一般会計の歳計剰余金の一部となつて、学校側がこれを利用するという方法がない。しかしながら、特別会計にいたしますと、それは積み立て金に積み立て、あるいは翌年度の歳入に繰り入れることができる、繰り入れて、これをまた大学側の歳出に振り向けることができる。それからまた弾力条項を設けて、歳入が、たとえば病院の収入が予算をこえて増加した場合においては、直ちにこれを予算の追加補正というふうなことをすることなくして当該年度の歳出に充當することができる。そういうふうなことのほか、予算の弾力的執行についても、特

別会計にいたしますと、いろいろと重要な点がございまして。そういうことをいろいろにらみ合わせまして、この際、特別会計に踏み切つたほうが、大学の財政の基礎を確立するし、その施設設備の整備を促進する上において非常に有利ではないか、こういうふうな判断に立つてわれわれは特別会計に切りかえることを提案した次第でございます。

○鈴木市蔵君　私の時間はあともう幾らもなくなりました。私だけが一人質問しているわけにいかないので、次に聞きますけれども、そうすると、その發議した大蔵省の考え方は、一口に言ふならば財政上の理由なんですね。このような特別会計の設置という新しい法案が、さういふ財政上の理由だけでやられていいものかどうか。当然これは大学教育全般に関する問題を含んでおると思ふので、この特別会計設置に関する諸過程の中で、当然文部省ともこれらの問題については話があつたと思ふんです。大蔵省の理由は大体わかりましたから、これについて一体、文部省はどういう態度をとつたか、お答え願ひたいと思ふんです。

○政府委員(八木健雄君)　ただいま相澤法規課長から申し上げましたように、この問題につきましても、正式には文部省が、十二月の初旬に大蔵省の最終的な態度についてこのようにやり取りするというお話を承つたのでございまして、その前から、さつきも申し上げましたように、戦前の特別会計制度、これは今回の特別会計制度とは基本的に違ひます。それは、やはり前には資金をたくさん持つて、その運用の益によつて、大学の財政というもの

を立て直して、こうという考え方でございまして、インフレとともにそれが効力をなくしたので、特別会計は廃止になったのであります。そのうち、戦前の特別会計制度にノスタルジアを感じておる人もあるし、そうでなくて、新しい観点に立つて特別会計制度に踏み切ってもらいたいという学長もおられるということで、私もいたしまして、この大学の財政全般についてどのようにすることが適當であるかという考え方で、大蔵省側とより相談はいたしておりました。しかし、まだ最終的に文部省としてこれが最善のものであるという結論を得ない、いわゆる中間の形の中に今回の特別会計制度が出てきたわけでありまして、私のほうは、その出てまいりましたときの基本的な態度としては、いまお話のあったように、これから大学の急増時期に向かってくる、同時に、大学制度全体についてもひとつ検討しなければならぬときでございますから、この特別会計制度がわれわれの期待するような前向きな姿勢で発展性のあるものかどうか、それをひとつ検討を加えると同時に、一方、これを受ける側の国立大学協会のほうの意見も聴取しなければならぬわけでございますので、そのほうの役員会、あるいは大学協会側では専門委員会を設けて検討されましたので、専門委員会の意見、あるいは一月になってからのあちらの総会の意思というものを体して、とにかくこれから大学急増の時期に向かうとき、あるいはまた、大学制度全体を改善すべき時期に来ているときに、この特別会計制度というものは、現在の一般会計制度よりはベターであるという

考え方の上に賛成をいたしたようなわけでございます。

○鈴木市蔵君 文部省としては十二月の二十日ですか、この大学協会の専門委員会にこの問題について相談をいたしました。で、専門委員会は二十五日に案をつくって各大学におろしたのであります。実際は一月の二十三日に国大協の総会を持った。この間にこの案についての各大学の意見が十分に盛り込まれてきたかどうか、この案について各大学の意見が十分に反映されてきたかどうかという点については、これはさういふ時間的な余裕をみてはなかったと思ふんです。たとえば、この十二月の二十五日に専門委員会が案をつくって各大学に渡したとしても、このときはもうすでに年末の休みになっておりますし、一月はさういったような形で非常に忙しかつた、しかも、ほとんど各大学の教授会なんかでも十分にこの法案を審議していくことがなかったと思ふんです。そのときに文部省のほうから出された諮問といふものは、あるいは、こういうことでやりたいというようなときには、いま出されておるようなこういう法案の形態をもって諮問されたものでか、どうでしょうか。

○鈴木市蔵君 聞くとこによると、ほとんど実質審議というものはゼロに近かつた。むしろ学長個人の意見を反映するよりすべがなかったというような実情だったとわれわれは聞いております。特にこの出された意見の中では、独立採算制の方向に向く危険があるのではないかといふことについて、強い要望も出されたといふことを聞いておりますが、一体、この特別会計のねらっている方向は、独立採算制の方向に行くのではないかといふようなことについては、さういふ心配しておったんですが、どういふようにお考えでしょうか。

○政府委員(八木徹雄君) もちろん、十二月初旬に受けて直ちに専門委員会を設けていただいて検討するときは、まだ完全に法案というものの整備のできておるときでございます。この法案に盛っておるような内容の要綱によって、こういう要綱でひとつやろうとしておるのだという要綱によってやったわけでありまして、それから、いまお話しございました時間的に十分に各大学で検討するといふことがな

かつたではないかといふことでございしますが、物理的に時間数といへば、一月ほどの間にきまつたわけでございます。それから、あるいは十分でないと言えるかも知れませんが、しかし、大学の財政というものを今後どのようにしむけていくかといふことは、各大学とも長年の懸案でございまして、それはそれ相応に各大学で検討しておる課題でございまして、その中に、政府としてこういう考え方でやたらどうかといふこととで持ち出していったわけでございます。それから、大学側が唐突にそれを受け取ったといふことでなくして、向こうの予備知識の上に、今回の要綱が資料となつて検討された、こういうように判断をするわけでございます。

て独立採算的な方向に向くのではない、あるいは事業会計的な考え方に基づいては、事業会計的な考え方に立つたところではないかといふことが一番論議されたところでございます。そのことは、大蔵省も厳としてさういふことではないといふ確約をいたしておりました。今回の特別会計は事業会計的な性格ではなくて、会計区分で申しますならば、区分会計とでもいふべきものである。その端の証拠は、本年度の特別会計の財政規模の中で千四百五億というものが一般会計から入ってきておりますが、それは全体の予算の八二%であります。何としても教育でございまして、これは事業会計的な性格になるべき筋合いのものでなく、また、これから後も、その基調は永久に持続するという確約の上に、文部省のほうは了承いたしましたわけでございます。大学側のほうでも同様の心配がございまして、国立大学協会の総会の席上におきまして、一番やはりその点について文部省側に意見をただしてこられた。われわれはわれわれの確信の上に立つてさういふ心配はないのだといふことを申し上げて、御了承をいただいたような経緯でございます。

○鈴木市蔵君 私はこれで時間がないのでやめなければなりませんけれども、先ほど申し上げましたように、文部省自身としても、これが最善のものだとお考えであらう、中間的な性格のものだ、各大学においても、ほとんどこの法案自体に対する実質的な審議はゼロに近いような状態で、まさに唐突の感のあるような形で、この法案が短時間の間に審議され、決定されていくといふことについては、大きな私たちが疑問を持つ。むしろこういうやり方

は反対です。ですから、いまの独立採算の問題においても、独立採算の方向にはいかないという確たる保証を、この法案の逐条審議の中から確約していかなければならぬ性格のものだと、審議はさういふものだと思いますが、それさえ時間的な余裕がない。こういうような中で、このような重大な法案が審議されるということ自体に対して、私たちは国会の正当な審議権というものを発動する時間さえないといふことについて大きな不満を持っております。私は質問をこれで切るのであります。委員長にも先ほどの要望を強く言っておきます。これは当然年度のいかにかわらず、やはり文教委員会との合同審査、参考人と呼んでもう一べん練り直すべきだ、その意見を強く申し上げて、私は時間がありませんから、これで終わります。

○天田勝正君 質問はたくさんありますが、審議促進の関係もありますから、せつかく席に着いておるから、国立大学特別会計法から始めます。今度の会計法を含めて、新しい法律が出されるということは、結局国立学校の内容、それは病院も、研究所も含めてでありまして、さういふものがよくなるというところでなければならぬと思ふ。ところが、従来さうになつていないと私は判断いたしますので、まず政務次官が見えておられますから、日本に新しい六、三、三、四の学制がしかれる以前と、今日において、教授、助教授の数がどのくらい増加しておるかそれをまずお答えを願いたい。

○説明員(村山松雄君) 戦前と戦後では、学校制度が全然違いますので、端的な比較は困難かと存じます。端的に

いいですか、人の和と態度であるというような意味のことを語っております。ですから、日本の大学の研究する設備なんというものが、いかに陳腐なるものであるかということは、後進国のほうで知っているんですよ。ですから、この特別会計をやれば、せめては内容が非常によくなるということのプラス面がなければならぬと思うんです。これは文部当局だって大蔵当局だってそうでなければならぬと思うんですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員（八木徹雄君） おっしゃるのとおり弱さというか、問題点は私もあると思います。ありますが、だからといって、それではいまの現在の大学をもとに戻すわけにもまいりません。現在ある中でいかに充実させていくかということであります。その意味において、新制大学の中でもないいわゆる充実できたものは大学院大学に変えていく、そういう努力を一方においてやっております。同時に、いまおっしゃるように、いままでどうしても義務教育あるいは高校増増というものにやはり追われるという立場がございますので、大学の施設、設備になお十分でないというところがございます。今回の特別会計によりまして施設、設備の五年計画というものを策定いたしました。

して、特に大学の急増対策を含めた国立大学のあり方をどうするかということとを、この八月までにはきれいに整備いたしましたして、その急増対策といままでおかれておる施設、設備の整備というものを特別会計によって充実さしたということを言っているのであります。いま一つは、大学をよくするためには、やはり教官の待遇並びに研究と

に、同僚并手委員から大臣に御質問をいたしました中で、四十年で以降農林漁業の問題については前向きの姿勢で検討をしたい、こういう御答弁がなされましたが、その点今日の段階でもお変わりはないと思いますか。

○**国務大臣(田中角榮)** 農業用ガソリンにつきましては、御承知のとおり技術的な問題がございまして、なかなか減免税がむずかしいということとで、農道、林道等を含めまして百四十億余万円の予算をつけたわけでございますが、衆議院の予算委員会の段階

におきまして、よくわかるけれども農業基本法もあるのでありますし、道路整備の財源というふうに特定をしておるのでありますから、できるだけこれを減免の措置を講じようという強い御発言がございましたわけで、まあ、現在まだ今年度の予算案を審議していただいておりますに、明年度以降の財源に関することをこうなりますということを申し上げる段階ではないのでございますが、国会の御意思もございまして、明年度、すなわち昭和四十年以降減免の問題につきましては前向きで対処したいということをお答えしたわけでございます。また、財源の間

題その他また調整技術の問題等もござい
ますけれども、衆議院で言明いたし
ましたとおり、前向きでこの問題につ
いて真剣に対処いたしたいという考え
でございます。

○天田勝正君　食糧長官、さっきのお
話は大蔵大臣が答弁されましたから、
おそらく農林大臣も同様な趣旨だと思
います。そこで私は要望しておくと
す、とにかく黒字になるべき海運取
入が赤字になっている。こういうこと

はあなたの管轄以外のこともかもしれませんけれども、しかし政府の一員としてはやっぱりそういうことも考慮されて、食糧庁におかれても、いま大臣答弁のごとく推進するように努力してもらいたいと思います。それが要望であります。

それから今度農地局長に聞きますが、食糧にも関することなんですかね。愛知用水公団ができたのは、まあ歴史をさかのぼれば二十三年に現地の期成会ができた。こういうことから出たんです。結局公団ができたのは三十年でありまして、その間に農林当局でこれが調査をいたし、その途中で資金的には世銀の調査もある。こういうようなことでありまして、計画的なものではありません。問題はこの出発点は何というても当時の食糧増産、これがきっかけなんですよ。それはもう当時のここに議員としていた者、当時の政府のポストにおった者は皆さん御承知なんです。同時解決として要するに干ばつをなくする、こういうようなことになってきた。ところが今日それがようやくでき上がりまして、一応国の負担分もきまり、また関係者の負担分もきまってきた。こういう段階であります。結局、農村は助かりかつはわが国の食糧自給を高める、こういう目的でございまして、ところ、いま現存は農民、農村が助かるということには、私は負担金の面であつていかなんかということを描きなけれはなりません。すなわち、受益者分担保金であります。そのうち、牧尾ダムを使っていることから中部電力はこの幹線水路に対する分担金は二十二億出

してあります。愛知県は上水道に使うということから四十四億出しております。そこで農民は九十二億です。出すことになっておる。これはステッブインから反別割をやったからこういうことになった。それから、その後の推移を見ますと、工業用水が現在八割ぐらい使っておりませんか、使っておりまして。ところがそういう工場のほうは農地を持っていないから、幹線水路に対する負担金は何も持っていないですね。一銭も持っていない。これは大蔵当局にひとつ聞いて下さい、大臣に聞いて下さい。そういふことで、質問をすれば、あなたのおそらく第一次の答えになると思うのです。なると思うから先に言っておくだけども、それはそうじゃない。それは水の値段を負担している。これは農村のほうだつても四万三千円ですか、幹線水路の負担金を負担している。であつて、小水路の自分の田へ水を引くということになると、また別の負担になる。そうでしょう。それで、愛知県だつて、さっき言ったように、上水道に使うので、幹線水路の四十四億円負担をするけれども、その他、水を使うにはまた別なんです。それで、その水を使う市民といふものはトン四十円負担しているはずですよ。ところが、工業のほうはトン四円じゃないですか。たぶんそうだと思うのですが、私の記憶ではトン四円。その水の値段だけでも一般の人よりも十分の一の支払いなんです。これはあまりにもとんでもない負担割合だと思ふのです。そうしてこれは変わつてしまつて、初めは食糧増産のほうに

もつぱらいくべきものであつたが、このごろは全部打つて変わつて工業のほうにいつちやつておる。まことにもつてふかしきしぐさだと思ひますが、これを要する意図はございません。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 答へいたします。愛知用水の、御承知のとおり、長野県にダムをつくりまして、木曾川を利用して、えんえん水路をつくつて水を配分いたしております。事業でございまして、その事業の経費の負担関係につきましては、先生御指摘でございまして、若干違ふところがございまして、一番もとのダムは農業と電気と水道で持つ。それから幹線水路、ため池、これは結局その先に、農業と上水道と工業水道とが使いますので、この両者が費用を持つ。こういう形に相なっております。それから、支派線につきましては、先生御指摘のとおり、五町歩まで公団がやりまして、たんばにいきまます水なので、農民が負担する。こういう形においてやる。そうしてそれぞれの負担関係につきましましては、御承知の、身がわり妥当投資法の計算で、工業、農業にそれぞれ持つていって、それぞれが負担する、そういう整理に相なつておる次第であります。したがうして、この水量でこれを単純に割るといふような形ではなくて、建設費をまづこのように負担をいたしまして、それから今度はその水を愛知県の水道特別会計が受け入れて、これを小売といひます。各村に特別会計が供給する値段が先生御指摘のトン四円という形に相なつております。それから、農民のほうには水を買ふという形ではなくて、十五年間に四万三千円を払えば、あと

はそのまま水は持ち分として使用いたしてまいる、こういう関係に相なつております。この負担関係につきましては、いろいろ各方面と議論もいたし、農民負担の増高を来たさないように愛知県に特別の負担をお願いいたしました。等の経過等がございまして、いまのところ、農民負担の四万三千円を要するといふことについては考えをいたしております。

○天田勝正君 まあ私も何せ時間を急いでいますから、こまかい説明をしていくわけではないのです。ただ、問題は、あなたの方が机の上で計算をすればいろいろつじつまが合つたようになつておると思ひます。なつておると思ひますが、しかし、愛知県も負担をし、中部電力も負担をする、そうして農民も負担をする。それが幹線だ、いや、上水道だからどうだといふ区分には、確かに説明足らざるどころもあると思ひます。どつちにしても、そういうものがみんな負担してゐる。しかし、今日はもう工業のほうで八割方まで使つておる。初めの計画だつて五割使う予定だつた。それが八割も使つておるといふようなことになつてもそちらのほうの負担がないといふことは、私はふしぎに思ふはざなんです。これはきょうわずかな時間で解決できよう問題ではない。大蔵省と農林省両方あれば、ずいぶん長い時間かけなければならぬと思ひますが、だれが聞いたつてこれはおかしいと思ふ。ほかの関係者みな何がしか、名目はどうあるうと、負担している。工業だけはただ恵まれて、それも一般の水を使う市民と同じ値段でも使つておるといふのなからまださることながら、十分の一く

らしい値段で使つてゐるのはどうもおかしい。これはみんなペイすれば、全体が安くなるので、将来農民だけが無主物で云々といふけれども、全部がペイできたときには、ほかのものだって払わなくていいということになるでしょう。あとは管理費くらいのところでも足りる、負担しても。いづれにしても、これはふしぎなことだといふふうには私はお感じになるから、あなたのほうでもいろいろ御議論になつたと思ひます。そこで、これもひとつ課題にしておきますから、きょうはやる時間がありませんから、検討してみますか、大蔵省のほうから答えてもらつてもいいですよ。

○政府委員(丹羽雅次郎君) 一言だけお答えさせていただきます。反当四万三千円、反当たりのものと、その面積が変化いたしまして、全体の総額が農業分として減るという関係があるわけがございまして。それで、反当の基準は前にスタートしました公約でございまして、上げないよう四万三千円とするといたしまして、面積が減少いたしたものを、前回の改定の際に、工業水道のほうと県庁に振り分けた次第でございまして。現在のところ、施設といたしまして農業に使つております地区につきましては、四万三千円で賦課を開始しております時期でありますので、私どものほうとしては、せつかくのお話でございまして、この四万三千円をいまは動かす考えはない、かようにぜひ申し上げさせていただきますのであります。

○天田勝正君 それは困るね。そんなことはとんでもない話で、この間もこども議論したのですが、固定資産

だって、こういう大都市は歴史にないような上がり方をしておる。ところが、農村のほうでは、この間も週刊誌にあれだけ出ていたでしよう、部落ぐらゐで村を逃げる——逃げるというこゝとは極端な表現でしようが、とにかくそういう状態が起きている。そういうところじゃ、私の埼玉のごときも、もう中仙道から二キロ離れたところでは、いま農地は三分の一に下がっているのです。まさにかつての美田がいま五万円ですよ。ところが、この負担金だけで四万三千元というのは、それがいいなどという考え方は、これはほんでもないことだと思ふのですよ。ほんとうはこの固定資産税——ここで議論すれば果てがないのですが、買値がいかがあるかと、一町歩七千円くらいに見積もらなければ将来農業をやっているにいくらゐる。きょうの議論ではどうも時間がないから、それはあらためて検討してもらわなければ困りますよ。あなたがいま出先でちょっとそれは答えられないというならそれでいい。それ成り立ちません。われわれのほうでさえも五万円になっているようなところを、あんな知多半島かあそこらで四万三千元なんていわれた日には——負担金だけだ、土地の値段と別のもので、こういうことはおかしいので、時間があるから言ひつぱなしにしておきます。あとで議論します。

そこで、あと一問だけでやめますが、関税定率法の関係、これもこまかいことを議論すれば際限がありませぬ。ただ、畜産物の関係だけ伺います。豚肉の減免措置、それから牛肉についての関税率の引き上げ、こういうことがありますが、特に牛肉についての場合、安定価格を導入した場合に云々、こういうことで、言うならば自動的に関税ということになると思ひます。ところが、そうすればわが国の農業も確かに機動性が発揮できるならば、これは助かるというところになる。ところが、いつでも飼料の問題でも何でもそうですが、なかなか機動性を發揮してくれないというところがある。そこで扱うのは大蔵当局ですよ。けれども、大蔵当局で農産物についての機動性などと言っても、これはちょっと無理なところもある。だけれども、わが国の農業者に悪影響を与えないように配慮してもらわなければ困る。こうなると、法律はどうあれ、その機動性を發揮するためには何か別の私は考えがあると思ふのですが、あれば示していただきたい。いかがでしょう。

○説明員(吉岡茂君) 豚肉の関税のことにつきましては、御承知のように、豚肉につきましては畜産物価格安定法に基づきまして、安定基準価格と、それから上位価格と、そういうもので上限と下限というものを設けまして、これが上限の価格をこえる場合には、必要に応じて輸入をしてでも価格の安定をはかる。そういうようなことを考えておるわけでございますが、現在の輸入豚肉と国内の安定上位価格、現在は三百四十円でございますが輸入豚肉が高い。したがって、輸入して国内価格の安定をはかろうと考えた場合に、それができない場合もあるわけでございますが、そういうときに備へまして、三十九年度からは、特に必要に応じて減免の措置をしていただく、そういうようなことを考えておるわけでございます。

○柴谷要君 土曜の午後にわたってまでわれわれの審査に御協力いただいたおりました、まことにありがとうございます。これから質問したい関係の箇所は、建設省、大蔵省、運輸省、この三省にわたって質問いたします。この三省にわたって質問いたしますので、それ以外の方々はどうぞひとつお引き取りいただきたいと思ふのです。冒頭に申し上げておきます質問に入りたいと思ひます。

まず第一に建設省にお伺いしたいのであります。道路整備五カ年計画なるものは、第一次が三十三年度に計画されました。ところが、この第一次道路五カ年計画なるものが途中で変更になり、第二次となつて三十六年から発足をいたしましたわけでありまして、それがまた第三次として今回の道路整備緊急措置法の一部改正という姿で出されてきている。一体その五カ年計画なるものは、こう年次を超過しないで途中で変更になる、ここに出されました第三次五カ年計画なるものも、またその変更の状態に追い込まれるようになるのか、こういう変更をした理由と、それから、今後の見通しをまず最初に承っておきたいと思ひます。

○政府委員(尾之内紀夫君) 三十三年からの五カ年計画でございますが、これは全体の投資は一兆円を超過したと思ふのです。この計画は、当時国の経済計画といたしまして、新長期経済計画というものが策定されました。この中で、公共投資部門の中で道路整備の投資の構想が見通しが立てられた、こういう事情で策定されたものが昭和三十三年の五カ年計画で、それから現在実施いたしております昭和三十六年度以降の五カ年計画、これは昭和三十

十六年に、やはり国の長期経済計画といたしまして所得倍増計画を策定されたことに伴います。やはり公共投資の変更、それに伴います改定でございます。二兆一千億で実施してまいつたのでございます。これが三十八年度で三年目になります。おおむね予定の進度を示しておりますが、今回三十九年度から新たにまたこの計画を改定するようお願いしているわけでございます。その理由といたしましては、三十六年所得倍増計画が策定されました当時、道路投資の所要総額といたしまして基本になりましたのは、自動車一台当たり

○政府委員(尾之内由紀夫君) 改定の理由はただいま申し上げましたようなことでありますが、たとえば地価の高騰、あるいは工事費の増大ということも若干ございますが、それが主たる理

な事業量に対しまして財源的な検討をした結果、この程度ならいけるということで、結果的にはそういった面から投資の規模がきめられたということになると思います。

由ではございません。地価の高騰、あるいは道路整備の平均的な単価の増というものは、統計的に見ますと全体で四％くらいのものでございます。もちろん局部的には都市内におけるキロ当たりの単価の増は非常に高はなだしいところもございしますが、全国ならしますとその程度でございます。その程度のもは当初計画いたしましたときにある程度見込んであったものでございしますから、そういうことが改定の直接的

○榮谷要君　まず、最初に、建設省としては財源の捻出をはかった、大体この程度ならいける、この予算が確保できるなら、それならこの地域の道路に投資しようということで、まず最初に財源の捻出を先にはかって、それから計画が組まれたのですか。そうでなくて、計画が先に立って、これに財源を裏づけるためにこうやったのか。前段であるか後段であるか、この点をひとつ聞かせたい。

な理由ではございません。

○柴谷要君　　こういう理由につけ加えて、新たに建設投資をしなければならぬ新規な計画が出てきた、こういうふ

○政府委員(尾之内由紀夫君) 必要な事業量の積み上げが先でございまして、財源の裏づけはあとでございします。

うに考えられる。その新規計画に伴
なっていて、どうしても予算拡大をはか
なければならぬというので、道路整備
緊急措置法の中にある条項を検討しな
がら財源の捻出を求めた、それがガソ
リン税の今回の増徴になった、こうい
うふうに私は理解をしておるのです

○柴谷要君　そうしますかというと、建設省としては計画を立てられて、その必要な経費を捻出するために予算面を検討した結果、ガソリン税の値上げが妥当だ、こういうことで御決定になった、こういうふうに承知してよろしいですか。

が、その理解のしかたは間違ひでし
うか。つけ足しがあつたらひとつお教
え願いたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君)　ガソリン税の値上げがきまつたということにつきましては、これはただ建設省だけ

○政府委員（尾之内由紀夫君） 計画披大の理由は先ほど申しましたようなこととでございます。当初そのために五兆円という希望を出したのでございますが、国のやはりその財源になります点が一番重要な点でございますして、あらゆる点でいろいろ検討いたしました結果、それが四兆一千億程度ということになったわけでございます。まあ必要

でございます。むしろ財源の問題は、これは財政当局を中心にしたしまして、政府関係省内で決定されたものでございます。建設省としてガソリンの値上げを特に要請したというものはございません。

○柴谷要君 建設省で要請したものでないと言いますけれども、道路整備緊急措置法の中には財源確保の内容

が書いてありましょう。そうすれば、これだけの事業の計画を立てれば、大體どこから財源をどの程度の目安で取ろうということは考えられるでしょう。その場合に、これは寧直に申し上げ

おったのでは時間が過ぎまして、長い時間協力をいただかなければなりませんからやめたいと思いますが、とにかく今回の道路五カ年計画なるものは、ガソリン税増徴を条件として四兆一千

野さんが建設大臣になって来たから、それじゃそれを上げようというので、大蔵当局に強い圧力をかけたように私はいま感じておる。そのことが誤まりであるならば訂正をしてもらいたい。ぼくらそういう感じを持っておる。というのは、予算編成の過程で最大の問題点は、何と云ったって新道路五カ年計画の改定が、これが特徴的なものなんです、三十九年度の予算編成

億の財源を繰んだ、こういうふうには理解をするわけですが、それどもは間違いでしょか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 先ほど申しましたように、必要な事業の積み上げのなものといたしまして全体の必の要な金額を要望したのでございますが、いろいろの角度から財源的な検討を行なった結果、一部結果的にガソリン税を値上げすることによって財源の裏づけができた、かように考えており

の中で、その特徴的なものが出ているからそういう感じを持つので、この感
持ちは私一人のみならず、国民総体が
持つというと思う。それがあやまちで
あるというならば、ひとつ改定をして
もらうために、国会でそれは間違いな
ら間違ひ、実はそうでないのだとい
うことをひとつ明確に言ってもらい
たい。

○政府委員（尾之内由紀夫君） 大蔵
局に対してガッリン税の値上げを要
求する

ます。
○柴谷要君　これはそういう御答弁になつておつた、それはそうでしょう。おたくのほうではこれだけの金が必要から、この財源は大蔵当局のほうでひとつつくつてくれ、こういうのが今日の状態なんです。それはわかれますし、それをさせるために政府部内で河野さんの果たした役割りというの大きい、こういうふうに國民は見てゐる。それはあなたの口から

した、こういううまいきさつにつきましては、私ども事務当局において、さような事情についてお答えする立場ではないと思います。

○柴谷要君 それはこういう公式の場所だから逃げておられると思うんだ。そんなはずはない。だって、これは大蔵当局に初めからおたくのほうから話しかけたのは一五%でしょう。それを大蔵当局が一〇%に削ったという経緯があるじゃないですか。そういう話をして

聞こうというのは無理ですから、これ以上お尋ねしません。それなら、きのう出された交通基本問題調査会の答申というのがある。これはまだきのうでございますから、局長はごらんになっておらないと思いますけれども、実は、その中に「国家資金の投入」という項の中に、「道路費のかなり大きな部分を一般財源で支弁することが適当である。」と、こういうふううたててあります。この項について、これが答申されて政府の方針となるとするなら

ば、道路整備緊急措置法の改正をしな
ければならぬと思いますし、そういう
ような方向が今後とられることが望ま
しいと思いますか、それとも、現行の
姿のほうがいいとお考えになっておら

た。い。

○政府委員(尾之内由紀夫君)　ただいまお話のように、答申されたばかりでございまして、相当重要な問題を含んでおります。先ほど来申しましたように、四兆一千億の財源につきまして、政府部内で、各関係機関で相談した結果きまったものでございまして、直ちにこれによってこの内容を変えるというのではないと考えます。

○柴谷要君 三十九年度はこれでいいんですよ。しかし、こういう答申がなされたので、その趣旨についてあなた達のほうの見解はどうか、いままでどおり、河野さんが、やはりどんどんガソリン税なりは増徴ができるのだ、こう考えられて財源を求めていく方法をとるのか、それとも、この答申に盛られているように、一般財源から大幅な母資をすばはいんだという指摘をされている。これが政府決定になれば、河

野さんといえども、それに従わざるを得ないと思いますが、建設省としては、一体事務當局としてはどっちのやり方がいいか、こういう質問をされなうきに端的にお答えいただけませんか。

そこで、その裏づけに近いような利用者負担の原則という項目がうたわれているその中に、こういうふうに書いている。「公共道路の維持管理費は揮発油税などの自動車特別税によってまかなわれるべきであり、建設投資はで

きるだけ道路公債の発行によって調達されるべきである。」「こういうふうに行うたのである。そうすると、これらの建設投資には一般財源から入れない、こういうふうな裏づけがその点で行なわれていると思うのでありますが、それに対する、先のことでありますけれども、三十九年度のことじゃありません。将来の問題として、建設省ではこういう考え方をとおりにする意思があるかないか、その点をお尋ねしておきたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 公債の発行につきましては、この四兆一千億をきめるときにもいろいろ問題になったようにございますが、現在の日本の経済情勢では、なお時期尚早であるというところで見送りになつた次第でございます。こういう答申が出ておりますが、そういう事情でございまして、まあ今後慎重に検討しなければならぬ、かように考えております。

○柴谷要君 これは大蔵当局にお尋ねするほうが至当かと思ひますけれども、まあ全然関係がないわけではないので、建設省のほうのお気持ちをひとつ聞いておきたいと思ふことは、現在のガソリン税が、今回の改正によつて相当高率なものになる、六・二・何%かの高率の税になる、これをまだ増徴してまでも道路のほうに投入されるという気持ちはおありになるかどうか、そういう方向がいいとお考えになつておられるかどうか、この点を明らかにひとつしていただきたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 事務当局の立場としては、きつりしたことをお答えするわけにはまいりませんが、揮発油税を上げることが、これ以上上げるといことが妥当だとは、私、個人的には考へておりません。

○柴谷要君 これ以上財源を確保する上については、これは上げることは好ましいものでないとお考えになるとするならば、いま申し上げましたように、交通基本問題調査会の答申はあなたの御意思に沿うように思ふわけなんです。そういう点からひとつ十分御検討をいただいて、将来建設省としての態度もやはりきめていただくというところがいいのではないかと、いうふうに考へるわけです。

そこで、まあ具体的な質問になつてたいへん恐縮でございますが、現在公団等が行なつております道路公団にしろ首都高速道路公団にしろ、おのおの担当して道路の建設を急いでいるわけなんです。これは一面、オリンピックということで特別の工事もやっておるようでありまして、これらの公団に対するあなたのほうの監督権、また、この内部に対して建設省としてはどのような今日態度で臨んでおられるか、これをひとつお伺いをしたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 道路公団、首都、阪神公団に対しては、建設大臣が責任を持っていたして、おられます。そのために公団監督官を置きまして、直接業務の指導監督に当たらせておられます。

○柴谷要君 公団監督官を任命してそれにあたつておる、公団の監督は十分強化しておる、こういうお話でございませう。そこで、伺いたいと思ひますことは、首都高速道路公団、あるいは道路公団等に行つておる重役の事情、たとえば首都高速道路公団にいたしますという、運輸省から理

事が行つておる、あるいは東京都から行つておる、あるいは建設省からも行つておると思ひます。その他聞くと、河野大臣の息のかつた神奈川あたりから一人理事が入つておる、こういうことを聞くわけなんです。ところが、最近この公団の中で、どうも派閥的な行動がある。そうして業務を非常に熱心に行つておるといふと、それがどうもじゃまになるような感じで、それに対する風当たりが非常に強い、こういうような問題が風の便りで漏れてきておる。そのもとをたどつていきますと、どうも何となく、建設省の言い分を一〇〇%聞くような者でないという、どうも道路公団にしろ首都高速道路公団にしろ、理事がなかなか骨が折れる、こういうふうなうわさが飛んでおるわけです。これがデマであつてくれれば、こういう話でございまして、現実にはそういう問題が起きていることは、建設大臣として、また、建設省として監督不行き届きであり、そういう問題はけしからぬと思ふのですが、こういうような事実の問題があつた場合にどのような処置をお考えになつておられるか、ひとつお尋ねをしておきたいと思ふ。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいまのような事実については、全然聞いておりませんので、そういう前提でお話し申し上げることはできかねると思ひますが、公団の人事につきましては、道路局長の私の所管のことでございませぬので、ちよつとここで答え申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 道路局長、もう少し大きい声で答へてください。

○柴谷要君 そういう問題についてはあなたのほうで関係がないというなら、

○柴谷要君 局長さんの権限は、道路公団にしろ首都高速道路公団にしろ、道路建設の方面に対しては十分な監督なり指導なりできるわけでしょう。その公団において、たとえば高速道路公団でありますけれども、現業員のストライキが起きた、こういうことはあなた御存じですか。時限的な問題にしろ、半日にしろ一日にしろ、ストライキが起きておる。これに当面、労働担当の理事が責任を負うべきであるにかかわらず、他の理事者に責任を転嫁して、そういう関係のない者を苦しめて、そういう現実には私は直面して来た。現場に行つて見て来た。そういうことを野方図にやらしておいていいのかどうか。これは監督不行き届きということになる、そう思うのですが、そういう問題について御存じでございませぬか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 先ほどお答えが不十分であつたと思ひますが、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、それから日本道路公団、これらの道路整備特別措置法に基づきますところ関係の分につきましては道路局長の所管でございまして、公団に一般的な監督、これは監督官がおりまして、また、首都高速道路公団並びに阪神道路公団につきましては道路局長でございまして、都市局で所管しております。また、その監督者は大臣になつております。したがつて、そういうような関係上、私の立場から、いまのようなお話に対して、監督するという立場にございませぬので、御了承をいた

○柴谷要君 そういう問題についてはあなたのほうで関係がないというなら、

○柴谷要君 局長さんの権限は、道路公団にしろ首都高速道路公団にしろ、道路建設の方面に対しては十分な監督なり指導なりできるわけでしょう。その公団において、たとえば高速道路公団でありますけれども、現業員のストライキが起きた、こういうことはあなた御存じですか。時限的な問題にしろ、半日にしろ一日にしろ、ストライキが起きておる。これに当面、労働担当の理事が責任を負うべきであるにかかわらず、他の理事者に責任を転嫁して、そういう関係のない者を苦しめて、そういう現実には私は直面して来た。現場に行つて見て来た。そういうことを野方図にやらしておいていいのかどうか。これは監督不行き届きということになる、そう思うのですが、そういう問題について御存じでございませぬか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 四谷の事故につきましては、これは道路整備特別措置法に基づきます設計上の指導という点につきましては、これは道路局長の所管になつております。そういう点で私どもの監督下でございまして、

○柴谷要君 あなたの監督下にあるならば、あの事故はどういう事情で生れたのか。それから、あの事故に対する処置があとでは禁止したのか、新聞に一切書かれておるんですが、それに対するどのような建設省としては公団に対して措置を指令をしたのか、その点をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 四谷の事故に対しては、これは設計というよりも、むしろ施工上の若干の落ちちがあつた、かように判断いたしておりますが、直接的な原因につきましては、いろいろ委員会をつくりまして検討いたしました、十分究明することができなかったわけでございます。そのようなことにつきましては、しかし、責任はございまして、これに對しましては、公団並びに施工いたしました業者に対して処分をいたした次第でございまして、

○柴谷要君 あれを突はいろいろ調べてみましたが、公団側の言い分としては、何か自衛隊の重量車が通つたから起きたんだと、こういう理由づけをしておられる。自衛隊の重量車あたりが通つたから橋げたが落ちて下の通行者を殺してしまふ、こんな設計なり工事のしかたがあるのですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 委員
長……

○柴谷要君 まあ待ってください、まだある。それから、公団がつくってあります道路で、一年足らずですてに手を入れたければならぬ個所が相当あるのを御存じですか。あるのですよ、事実。公団の中において技術者が、もう一年足らずですてこれは手を入れたければならぬ危険な場所が出てきたという事で非常に憂えてゐる。そういう問題があるのですけれども、局長さんとしては御存じでございませうか、お尋ねをしたい。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 自衛隊の重量車両が通つたために事故が起きたというように私どもは考えません。これはそうではなくて、あそこは斜めの勾配のある橋でございまして、そのむしろ支柱関係に施工上の瑕疵があったと、かように考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、十分直接的な原因について究明することはできなかったわけでありませう。したがって、決して重量車両というところが原因とはわれわれは考えておりません。それから、ただいまやっておりますもので一年以内に手を入れたければならぬという個所につきましては、まだ私どもはそういう点について報告を得ておりません。もしさような点がありますれば、至急いまのうちに手直しをさせる必要があると、かように考えております。

○柴谷要君 時間がありませんから、多くを申し上げませんけれども、建設省は、一体、取るほうはなかなか積極的に取ってくれますけれども、出すほうを非常にしぶるのですけれども、こ

れは運輸省との関係のある問題ですけれども、かつて昭和三十一年のころに、踏切道の問題について大蔵省と相当折衝したことがある、建設省と運輸省とが、一体あの踏切道というのは、管理はどこにあるのか、道路面までもあれば国鉄にあるのか、あるいは私鉄にあるのかという、道路面は、これは建設省の所管だという。しかし、そこへ列車が通つてゐるのだから、安全確保のために踏切道を置いて安全を確保してゐる。そこで、いわゆる踏切にかかる道路の費用については建設省が少し負担をしてくれぬか、いま危険な状態にあるところを責任のある建設省のほうでも少し出費したらどうかと、こういうことでのいろいろ折衝した、かつての国会で。そして、そういうものは国鉄で全部持てとか、あるいは私鉄で全部持てとかいうことで、出しっぱなしのために踏切法案というものが不発に終わつてしまつた、こういう問題などあるのですけれども、建設省はなかなか出しつづけてゐるけれども、この積極的に五カ年計画あたりはほとんどどんどん立てられて、税の面を強化しながらやるような姿なんです、そういう、こまかい部面に対する配慮というものは建設省はないのでございませうか。この点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 踏切道に限らず、一般的に交通安全という点に對しましては、できるだけ前向きな形でいきたいということ、今度の五カ年計画をきめるに際しまして、そういう方向に重点を置きたいと、かように柱を立てておるわけではございませう。踏切道の話が出ましたが、これを

を除去する立体交差にするということにつきましましては、従来もかなりやっております。なお、これらをさらにこの計画の実行の際に拡大したい、かように考えます。

○柴谷要君 これは公式の場所でも局長と話をすると、むしろ単独でいろいろ話したほうが解決が早いと思ひますので、いま申し上げたような踏切道の問題等については、国民の利便をはかる、安全確保のためには、責任のある立場として今後協力をしていただけるかどうか。協力していただけるという事になれば、こまかいことは質問をやめまして、運輸省のほうに移りたいと思ひますが、そういう面では理解ある建設省としての今後の態度をお伺いをして、あなたに対する質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) できるだけ協力するつもりでございませう。よろしく願ひいたします。

○柴谷要君 それでは自動車局長さんのおいでになりますから、ごく二、三問、たいへん長らくお待ちいたしました。今、今回のガソリン税の値上げは、たいへん長い間何回か何回かやられてきまして、それで、昭和三十三年のときも、運輸省はガソリン税値上げはいかんと、こういうことで、八項目にわたりまする反対理由というものを打ち出されてゐるわけなんです。その後も、私は、運輸省としては、ガソリン税、あるいは軽油引取税の値上げはもう限界にきてゐるという結論が出てゐると思ひます。この結論の中、〇・八%というのは非常に少ないように見えて、かなり影響を持つわけでありませう。そうい

○政府委員(木村睦男君) 運輸行政をあずかるものとしたしまして、今回のガソリン税の問題でございませうが、このガソリン税の増徴の趣旨は道路を整備するということにあるわけではございませう、その意味におきましては、運輸行政といたしまして、これによって道路がますます整備されることを大いに期待するものでございませう。ただ、ガソリン税を使用しております交通事業を監督してゐる立場から申し上げますと、交通事業もいろいろございませうが、自動車運送事業に限定して申し上げますと、燃料費というものが事業の経費の中に大体一四、五%平均いたしまして占めておるわけではございませう。その燃料費の主要なものがガソリンであり、軽油であるわけではございませう。今回のガソリン税の増徴によりまして自動車運送事業におきまして経費増は、車の事業の種類によつて若干違ひますが、平均いたしまして〇・八%程度の経費増になるわけではございませう。〇・八%と申しますと非常に低いようではございませうが、現在、自動車運送事業が、長い間の物価の値上がり、あるいは人件費の高騰、運賃の据え置きのために、一昨年あたりから運賃改定の申請がほとんど出でまいって、これらの運賃改定の改定の率が一〇%から二〇%前後という程度で、バスなり、あるいはタクシーなり、運賃改定の認可をいたしておられます。そうしますと、この一〇%なり二〇%の値上げによりまして適正な原価と適正な利潤をこれで補うという観点からの改定でございませうので、この経費の中、〇・八%というのは非常に少ないように見えて、かなり影響を持つわけでありませう。そうい

う意味では、ガソリン税の増税ということは、自動車運送事業に相当影響があると思つておるわけではございませうが、一方、道路の整備が促進されることによりまして、自動車運送事業も受益する点もございまして、それから、なお、この〇・八%の経費がさらに自動車運送事業全般の収支に影響を及ぼして、どうしても運賃改定をさらにしなければならない段階になりますれば、適正な原価の査定の上に立つ運賃改定もやむを得ないというふうな考えまして、今回のガソリン税の値上げにつきましては、運輸省といたしまして一応了承せざるを得ないという立場でございませう。

○柴谷要君 きのうも衆議院でこの問題についての議論が内閣委員会で行なわれたようでありませう。確かに経費増によりましてところのトラックとか、あるいはバス、ハイヤー、タクシー、これに一般中小企業が日常業務に使つております小型車が非常に打撃をこうむる、そういう中において、特に営業行為をやつておられますところの皆さんが料金改定を要望することは、これは当然だと思ひます。政府が一方では値上げをおつておき、しかし、料金は据え置きという事でございませう、確かにこれは矛盾があるのじゃないか。それも昨年、一昨年あたりから運賃改定を行なつてゐるならいざ知らず、バスのごときは相当長期にわたつて押えておる、こういう現実から見ますと、確かに矛盾しているやうな感じがするわけなんです。これに伴つてガソリン税その他の引き上げによるところの負担増は〇・八%といひますけれども、ハイヤー、タクシー等については、特にもっと高いのじゃないか、

こういうふうにいる。これらの点を総合して、政府が先にきめた一年間公共料金据え置きという問題をめぐって、いま業者団体が政府を相手取って告訴されたに及んでおる、こういう事態が起きておるのです。まことにこれは残念なことだと思ふ。この業者団体なるものは、運輸省の最も身近な団体であり、それゆゑ、そのようなことを取りやめさせて、そうしていま事業の中において一番苦しんでいるのは、この業者団体と政府とを対峙して、この業者団体は、これに對する対策をとって、いたしたほうがよい。賢明だと私は思ふのであります。自動車局長は、どういふ御見解をお持ちになつておられるのか、それとも、裁判の成り行きを見て、彼らが勝訴すればよろしい、あるいは國が勝訴すればよろしい、というふうな傍觀的な立場におられるのか、その点をひとつお尋ねしておきたい。

○政府委員(木村睦男) 今回政府できめました公共料金を一年間ストップするといふ方針は、自動車運送事業等につきまして値上げの必要がないという理由でのストップではございません。御承知のように、物価抑制の経済政策から出たものでございまして、一年間そのために自動車運送事業者にも協力をしてもらおうといふ趣旨の方針でございます。しかし、自動車運送事業につきましては、ただいま御指摘のように、十年近く、あるいはもっとそれ以前から運賃改定しないままに今日に至つておりました、すでに運賃改定の必要性も十分われわれも認め、また、一部実施いたしております。そのときにあたりましてこういった経済政策上の政府の方針が出ましたので、われわ

れはこれらの申請が理由がないということと一年間押えるという意味ではございせん。この経済政策に協力していただきたという意味でいろいろ説得はいたしてまいつております。しかし、一方、交通運賃は、道路運送法によりまして、適正な原価に適正な利潤を盛つた運賃改定であれば、運輸大臣はこれを認めなければならぬといふ法律によつて運輸大臣は責任を持たされておるのでございます。で、自動車運送事業者といたしましては、この点を強く主張いたしまして、経済政策なるところによつて、必要なものは運輸大臣はやる責任を持つてゐるという主張なのであります。これが今回の東京の民営バス業者によりまして行政訴訟になつたわけでありまして、われわれもいたしましては、この主張もよくわかるのであります。一方、國の政策というものもございまして、極力この政策に協力してもらふようにいろいろ説得もいたしまして、また、一年間ストップによりまして他の救済方法につきましても、政府部内におきまして関係各省と現在いろいろ検討をいたしております。段階でございまして、訴訟を提起されたからにはやむを得ませんが、今後とも政府としても必要な施策のために検討を続け、さらにこういった訴訟を提起した事業者に対しまして、なお政府の施策に協力するように強く要望を続けていきたい、かように考えております。

○柴谷要君 私がこの質問を特に申し上げたのは、業者団体がともかく一方いろいろ経費負担増になるにかかわらず、政治の面ではわれわれの苦痛を取

り除いてくれる施策に乏しい。だから、國がきめた公共料金一年間ストップといふことでわれわれの分野に至るまで押えるのはけしからぬ。けしからぬ、こういうことであると思ふのであります。しかし、私も考えてみます。今日までいかに事業をやつており、この段階で、苦しいからといって國を相手取つて訴訟をするのだといふ業者団体については、強い態度で運輸省としては臨まねばならぬ。強い態度のじゃないか。そのようなことを業者団体に反省を求めて取り下げさせる、こういうところまでひとつ運輸省の指導が行き届かなければならぬと思ひますけれども、それに対する局長の信念のほどを、必ず取り下げてみせます。という御決意があるのか、それとも、提起されたのだからやむを得ないと傍觀してゐるのか、それとも、漸次説得をしてそのような方向に向かわせよう、こういうような努力を続けたい、こうとお考えになつてゐるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(木村睦男) 相手のあることでもありますし、監督官庁といたしまして、強制力を持つてやるべき手もございせん。しかし、私がたいま申し上げましたような気持ちで今後とも政府の方針に協力するように説得をいたしますと、これにかわる政府として何らかの措置の方法がないか、という点についても、さらに強く関係各省と相談をいたしていきたい、かように考えております。

ことよりも、現実をもつと政府に直視してもらふことに努力されたほうが、より賢明だと思ふからかく申し上げた。実は、これは前の話になりますけれども、さきにハイヤー、タクシの料金の値上げを政府は認めました。東京都は少しおくれましたけれども、そのときに一二%の決定を見たのです。が、これは不服だから、東京都のタクシはとめてしまふのだといふ業者団体が決定をなされたことを御存じですか。これじゃ低いから、われわれの要求する一八%に上げる、そのために実行使をやるのだと、きめたことを御存じでしょうか。御存じでしたら、その状況をお聞かせいただきたい。

○政府委員(木村睦男) 東京都のタクシの運賃改定の時期におきまして、いろいろ業界内におきまして運賃改定の実施がはかどらないといふふうなことからいろいろなことが議論され、取りざたされたことは聞いておりますが、どうしても申請どおりに運賃を認可しない場合には車を全部とめるかといふことにつきましては、私ははっきりしたことは聞き及んでおりません。

を受けるという態度が業界として望ましい。そして自分の主張すべきことは今後主張して、改善できるものなら改善してもらふように努力することが業界の仕事じゃないか、こういうものに労働組合が巻き込まれて一緒にやることはけしからぬ、やめなさいといふことになつて、組合の反対でこれはつづれたのです。そのときに業界の幹部にたまたま知人がおりましたので、そういうことをやれば、一二%の値上げすら國會では承認しない、ゼロになつてしまふのじゃないか、だからそういうことを警告した。そういう事実がたび重なつてきまして今回の訴訟というやうな問題になつたと思ひますけれども、やはり当面の指導よろしきを得れば、こゝういふ結果にならなかつたと思ひます。が、ひとつ自動車局長さんとして反省をしながらやつてもらいたい、取り下げる方向で。みつともないです。こまかいことになるやうであります。が、それならば、これらを維持してゐる会社の重役連中がそれをやらなければならぬほど逼迫した状態にあるかといふと、私はないと思ふ。そういう人たちが裁判で争つてむだな時間、むだな経費をかけるというところは、これはけしからぬと私は思ふ。別の意味でもたくさんありますが、どうかこういう問題については指導監督よろしきを得て、國と争ひを起すやうなことはさせないやうにひとつお骨折り願ひたいといふことを希望して終わります。どうかそのやうな方向で進んでいただきたいといふことを重ねてお願いして、私の運輸省に對する質問は終わります。

次は、法人税についてであります。

本日はたいへんわれわれのためにあ
りがとうございました。お礼申し上げ
ます。

「七万千円」に改め、同条第

する。

入場税法の一部を改正する法律案
入場税法の一部を改正する法律
入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（免稅点）

第五条 入場料金が一人一回の入場

について次の各号に該当する場合
には、入場税を課さない。

一 映画、演芸（舞踊及び能楽を
除く）、音楽（レコードにより
聞かせるもの又はこれに類する
ものに限る）、スポーツ又は見
世物を多数人に見せ、又は聞か
せる場所（これらの場所に類す
る場所）、政令で定めるものを
含む。）にあつては、三百円以下
二 演劇、舞踊、能楽又は音楽
（前号に該当するものを除く。）
を多数人に見せ、又は聞かせる
場所（これらの場所に類する場
所で、政令で定めるものを含
む。）にあつては、六百円以下
三 前二号に規定する場所以外の
場所にあつては、三十円以下
第六条中「前条第一項」を「前条各
号」に改め、「前条第二項に規定す
る場合に該当するときは、同項に規
定する金額。以下この条において同
じ。」を削る。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月
一日から施行する。
2 この法律の施行前に領収した入
場料金（入場税法第七条の規定に
より領収したものとみなされる入
場料金を含む。）に係る入場税につ
いては、この附則に別段の定めが
ある場合を除き、なお従前の例に
よる。

3 この法律の施行後に入場するた
めに使用される入場券でこの法律
の施行前に前売りされているもの
があり、かつ、当該前売りに係る
入場料金に対してこの法律による
改正後の入場税法（以下「新法」と

いう。）を適用したならば新法第五
条の規定の適用を受けることとな
る場合において、当該前売りに係
る入場料金に対してこの法律によ
る改正後の入場税法の規定により
課された、又は課されるべき入場
税額に相当する金額を払いもどし
たときは、当該払いもどしを新法
第十三条第一項の払いもどしと
し、当該払いもどしに係る金額を同項
の規定による控除を受けるべき金
額とみなして、新法の規定を適用
する。

4 この法律の施行の日から一年
間に限り、新法第五条第一号又
は第二号に規定する場所の経営者
がその場所への入場について定
める入場料金（各等級別に定め
られる一人一回の入場料金をい
う。以下同じ。）が、昭和三十三年
三月三十一日以前六ヶ月間におい
て、通算して最も長い期間定めら
れていた入場料金の額（以下「基
準額」という。）をこえるときは、
当該入場につき定められる入場料
金の算定については、なお従前の例
による。ただし、催物の種類が異
なることとなつたことその他これ
に類する政令で定める事由が生じ
たため、当該経営者において当該
入場について定める入場料金が基
準額をこえることにつき所轄税務
署長の承認を受けた場合又は基準
額が、新法第五条第一号に規定す
る場所にあつては三百円以上、同
条第二号に規定する場所にあつて
は六百円以上の場合には、この限
りでない。

5 この法律の施行前にした行為及
びこの附則の規定により従前の例
によることとされる入場税に係る
この法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約七
十億円である。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付
託された。

一、税制の改正、民主的税務行政確
立に関する請願（第二二五二号）
（第二二八九号）

一、税理士法の一部改正に関する請
願（第二二五三号）

一、公衆浴場の健全経営維持管理の
ための特別措置に関する請願（第
二二六二号）（第二二九八号）

一、国立学校特別会計法案反対に関
する請願（第二二七二号）（第一三
一〇号）（第一三一一号）

第二二五二号 昭和三十三年三月十
二日受理

税制の改正、民主的税務行政確立に
関する請願（二通）

請願者 大阪市阿倍野区阿倍野
第三ノ二五大阪建設労
働組合阿倍野支部内
瀬川正男外二名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一一六三号と同
じである。

第二二八九号 昭和三十三年三月十
七日受理

税制の改正、民主的税務行政確立に
関する請願（六通）

請願者 大阪市西成区桜通二ノ
一六ノ一大阪建設労働
組合西成支部内 西垣
弥三外五名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一一六三号と同
じである。

第二二五三号 昭和三十三年三月十
二日受理

税理士法の一部改正に関する請願
請願者 札幌市麻生町八〇一
佐藤真夏

紹介議員 柴谷 要君
税理士法の一部を改正する法律案の審
議に当り、左記事項の実現を図られ
たことの請願。

一、税理士試験科目については現行法
（税理士法第六条）を維持すること。
二、科目留保及び免除については現行
法（税理士法第七條）を維持するこ
と。

三、受験資格については現行法（税理
士法第五條）を維持すること。
四、特別試験の廃止及び認定による無
試験横すべり制度を実現しないこ
と。

税理士試験受験者は、毎日役所や会
社、会計事務のかたわら、あらゆる私
生活を犠牲にして、将来税理士として
社会に奉仕すべく日夜受験勉強に励ん
でいるが、このたびの税理士法の一部
を改正する法律案のうち「税理士試験
について」及び「税理士の資格」につい

ての部分の条項を知つて、その内容に
がくぜんとすると同時に、深い絶望感
におそわれている。
この案が実現されると、今までの努力
と犠牲が一切むだになるばかりでな
く、税理士試験に今後の一生をかけて
いる請願者らの生きる希望さえなくな
るから、ぜひとも願望の実現を期せら
れたい。

第二二六一号 昭和三十三年三月十
三日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 山口県下関市幸町一二
番ノ四山口県公衆浴場
業環境衛生同業組合理
事長 作田治郎外二百
二十九名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一〇三一号と同
じである。

第二二九八号 昭和三十三年三月十
七日受理

公衆浴場の健全経営維持管理のための
特別措置に関する請願

請願者 神戸市葺合区二宮町四
ノ一一ノ一 上山信二
外七百三名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一〇三一号と同
じである。

第二二七二号 昭和三十三年三月十
三日受理

国立学校特別会計法案反対に関する請
願（二五五通）

請願者 群馬県前橋市紅雲町

五 五十嵐由太郎外二
十四名

紹介議員 伊藤 顕道君

国立学校特別会計法案に次の理由で反対であるから、可決されないようにされたいとの請願。

理由

一、大学、学部間の格差を助長する。
二、関係者のすべてが知らぬ間に一部官僚によつて作成されたものであり、国立大学協会さえ事後に意見を徴されたほどである。

第一三〇号 昭和三十九年三月十

八日受理

国立学校特別会計法案反対に関する請願

請願者

群馬県前橋市天川大島
町 山口芳男外二十四
名

紹介議員 小宮市太郎君

この請願の趣旨は、第一二七二号と同じである。

第一三一一号 昭和三十九年三月十

八日受理

国立学校特別会計法案反対に関する請願

請願者

群馬県前橋市岩神町六
二五 飯野常正二十五
名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一二七二号と同じである。

昭和三十九年四月九日印刷

昭和三十九年四月十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局